

インド 商標規則

2002年2月26日付GSR114(E)号改正

2003年9月15日施行

目次

第 I 部

第 I 章 序

- 規則 1 略称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 インドにおける主営業所
- 規則 4 商標登録局の所轄支局
- 規則 5 主営業所又は送達宛先の変更により変更されない所轄支局の管轄地域
- 規則 6 登録簿への所轄支局の記載
- 規則 7 係属中の出願及び手続の、商標登録局の所轄支局への移送
- 規則 8 書類等の提出
- 規則 9 所轄支局でない支局に提出された書類等
- 規則 10 通知書等の発出
- 規則 11 手数料
- 規則 12 様式
- 規則 13 書類の寸法等
- 規則 14 書類の署名
- 規則 15 書類の送達
- 規則 16 出願人及びその他の者の住所等の明細
- 規則 17 願書でのインドにおける主営業所の記載
- 規則 18 送達宛先
- 規則 19 出願及び異議申立手続における送達宛先
- 規則 20 送達宛先の利用不能
- 規則 21 代理権
- 規則 22 商品及びサービスの分類
- 規則 23 識別性に関する登録官の予備的助言
- 規則 24 登録官に対する調査の請求

第 II 章 商標登録出願の手続

- 規則 25 願書の様式及び署名
- 規則 26 条約取決に基づく出願
- 規則 27 願書における使用者についての陳述
- 規則 28 標章の表示
- 規則 29 追加の表示

- 規則 30 耐久力があり，かつ，納得の行く表示
- 規則 31 連続商標
- 規則 32 会社名称の調査の請求
- 規則 33 音訳及び翻訳
- 規則 34 生存者又は最近の死亡者の名称及び表示
- 規則 35 商標上の商品若しくはサービスの名称又は説明
- 規則 36 瑕疵

商標の登録出願受領の手続

- 規則 37 出願受領の確認及び調査
- 規則 38 早期審査，受理に対する異論，聴聞
- 規則 39 登録出願の取下の通知
- 規則 40 登録官の決定
- 規則 41 願書の訂正及び補正
- 規則 42 登録官による受理の取下

出願の公告

- 規則 43 公告方法
- 規則 44 連続商標の公告
- 規則 45 出願の訂正又は補正の告示
- 規則 46 登録官に対する標章の公告についての明細の請求

登録に対する異議申立

- 規則 47 異議申立書
- 規則 48 異議申立書の要件
- 規則 49 答弁書
- 規則 50 異議申立を支持する証拠
- 規則 51 出願を支持する証拠
- 規則 52 異議申立人による弁駁証拠
- 規則 53 追加の証拠
- 規則 54 証拠書類
- 規則 55 書類の翻訳文
- 規則 56 聴聞及び決定
- 規則 57 費用に対する担保

登録未了の通知

- 規則 58 通知をする手続

登録

- 規則 59 登録簿への登録
- 規則 60 連合商標

規則 61 登録前の出願人の死亡

規則 62 登録証

第 III 章 登録の更新及び回復

規則 63 登録の更新

規則 64 登録簿からの商標の抹消前の通知

規則 65 登録簿からの商標抹消の公告

規則 66 登録の回復及び更新

規則 67 更新及び回復の通知及び公告

第 IV 章 譲渡及び移転

規則 68 譲渡又は移転の登録申請

規則 69 申請書に記載すべき明細

規則 70 申請に添付する事情陳述書

規則 71 権原の証拠

規則 72 証書の没収

規則 73 インド国外への金銭移転を含む譲渡

規則 74 営業権と共にしない商標の譲渡の公告に関する登録官の指示の申請

規則 75 営業権と共にしない譲渡の登録申請

規則 76 分離登録

規則 77 一定の譲渡及び移転に関する登録官の証明書又は許可

規則 78 譲渡の明細の登録簿への登録

規則 79 第 46 条に基づく法人への譲渡の登録

第 V 章 登録使用者

規則 80 登録使用者としての登録申請

規則 81 契約書に記載すべき明細

規則 82 登録官による審査

規則 83 申請を拒絶し又は条件付で受理する前の聴聞

規則 84 登録簿への登録

規則 85 登録はインド国外への送金許可を意味しないこと

規則 86 登録使用者としての登録の告示

規則 87 登録を変更すべき旨の登録所有者の申請

規則 88 登録使用者の登録の取消

規則 89 登録使用者に関する情報を要求する登録官の権限

規則 90 登録事項を変更するか又は登録を取り消す申請の手續

規則 91 登録使用者の申請

第 VI 章 登録簿の更正及び訂正

登録簿の変更又は更正

- 規則 92 登録簿から商標を更正又は抹消する申請
- 規則 93 追加の手続
- 規則 94 第三者による参加
- 規則 95 登録官の職権による登録簿の更正

住所の変更

- 規則 96 登録簿における住所の変更

登録簿の訂正

- 規則 97 登録簿の訂正の申請
- 規則 98 登録商標の変更
- 規則 99 決定及び異議申立等の前の公告
- 規則 100 決定，公告，告示

現存登録に係る商品の再分類

- 規則 101 現存登録に係る再分類

第 VII 章 雑則

- 規則 102 地理的表示と抵触する商標登録の拒絶又は無効
- 規則 103 第 18 条(2)に基づく単一出願
- 規則 104 分割出願
- 規則 105 期間の延長
- 規則 106 登録官の裁量権の行使
- 規則 107 決定の通知
- 規則 108 手続上の不備の補正及び訂正
- 規則 109 別段の規定のない指示
- 規則 110 第 115 条(4)に基づく登録官の意見

聴聞

- 規則 111 聴聞

登録官による費用の裁定

- 規則 112 争われない事件における費用
- 規則 113 規則 112 に対する例外
- 規則 114 費用の規模

登録官による決定の審査

- 規則 115 登録官の決定についての審査の申請

宣誓供述書

規則 116 宣誓供述書の様式等

公衆による書類の閲覧

規則 117 書類の閲覧

規則 118 公報及びその他の書類の写しの頒布

証明書

規則 119 書類の認証謄本

規則 120 海外の登録を取得するに際して使用の証明書

規則 121 国際的非商標権名称を告示する登録官の権限

知的所有権審判部に対する審判請求

規則 122 審判請求の期間

規則 123 登録官に対する送達

効力の証明書

規則 124 注記すべき効力の証明書

証拠書類の返却及び記録の廃棄

規則 125 証拠書類の返却

規則 126 記録の廃棄

第 II 部 団体標章に対する特別規定

規則 127 団体標章に適用する規則

規則 128 登録出願及びそれに関する手続

規則 129 願書に添付する事情陳述書

規則 130 審査及び聴聞

規則 131 団体標章の登録に対する異議申立

規則 132 団体標章に関する規約の変更及び更新

規則 133 団体標章の抹消

第 III 部 証明商標に対する特別規定

規則 134 証明商標に適用する規則

規則 135 登録出願及びそれに関する手続

規則 136 願書に添付する事情陳述書

規則 137 出願を拒絶し又は条件を付してそれを受理する前の登録官による聴聞

規則 138 証明商標の登録に対する異議申立及び更新

規則 139 証明商標の登録事項の更正

規則 140 寄託された規約の変更及び証明商標の譲渡又は移転についての登録官の同意

第 IV 部 織物に対する特別規定

- 規則 141 定義
- 規則 142 織物標章に対して適用すべき規則
- 規則 143 織物標章
- 規則 144 織物
- 規則 145 織物の品目に関する文字若しくは数字又はそれらの組合せの登録出願
- 規則 146 一定の標章の非登録性
- 規則 147 誤認又は混同を生じる虞のある標章

第 V 部 商標代理人の登録

- 規則 148 商標代理人登録簿
- 規則 149 現存の商標代理人の登録，行動規範等
- 規則 150 登録の資格
- 規則 151 登録資格喪失者
- 規則 152 申請の方法
- 規則 153 商標代理人としての登録申請
- 規則 154 申請手続及び資格要件
- 規則 155 登録証明書
- 規則 156 商標代理人登録簿における名称の存続
- 規則 157 商標代理人登録簿からの代理人の名称の抹消
- 規則 158 一定の代理人に対処することを拒絶する登録官の権限
- 規則 159 抹消された名称の回復
- 規則 160 商標代理人登録簿における変更
- 規則 161 商標代理人登録簿の刊行
- 規則 162 審判請求

第 VI 部 反物及び糸の検査及び表示に関する規定

- 規則 163 定義
- 規則 164 反物の長さ及び幅についての検査
- 規則 165 生地の特異性及び伸張に対する許容度
- 規則 166 糸についての検査
- 規則 167 選択すべき見本の数
- 規則 168 更なる試験
- 規則 169 見本の選択及び検査の方法
- 規則 170 ストープ検査
- 規則 171 検査場所
- 規則 172 担保

第 81 条に基づく反物，綿糸，及び綿より糸の押印表示

- 規則 173 反物
- 規則 174 反物の押印表示

- 規則 175 押印表示に関する要件が免除される場合
- 規則 176 必要とされる押印表示の内容
- 規則 177 表示に使用されるべき言語及び数字
- 規則 178 重量，長さ，生産者の名称等の表示
- 規則 179 綿糸及び綿より糸の表示方法
- 規則 180 カバーの表示
- 規則 181 表示は明瞭かつ明確であるべきこと
- 規則 182 綿糸の番手の表示方法
- 規則 183 その他の明細の表示
- 規則 184 適用除外

第 VII 部 廃止規定

- 規則 185 廃止規定

第 1 附則 [規則 11 参照] 手数料

第 2 附則 様式

第 3 附則 登録官により使用されるべき様式 [省略]

第 4 附則 商品及びサービスの分類 - 類の名称

第 5 附則 規則 145 に掲げた織物の品目一覧

第 6 附則 登録官に対する規則 114 における手続で認められる費用の規模

第 VIII 部 商標登録局の言語

第 I 部

第 I 章 序

規則 1 略称及び施行

- (1) 本規則は、2002 年商標規則(以下「商標規則」という。)と称する。
- (2) 本規則は、法が施行される日から施行する。

規則 2 定義

- (1) 本規則において、文脈上他の意味を有する場合を除き、
 - (a) 「法」とは、1999 年商標法(1999 年法律第 47 号)をいう。
 - (b) 「代理人」とは、第 145 条に基づいて委任された者をいう。
 - (c) 「商標の登録願書」は、それに記載された商品及びサービスのための商標を含む。
 - (d) 「商標登録局の所轄支局」とは、規則 4 に規定された商標登録局の関係支局をいう。
 - (e) 「分類手数料」とは、特定の類における商標の登録出願について定められた手数料をいう。
 - (f) 「条約国」とは、第 154 条(1)に基づいてその旨宣言された国家、国家群、国家同盟又は政府間機関をいう。
 - (g) 「条約出願」とは、規則 154 により行われる商標の登録出願をいう。
 - (h) 「分割出願」とは、次に掲げるものをいう。
 - (i) 1 類における商品若しくはサービスの分割請求を含む商標登録出願、又は
 - (ii) 異なる類の商品若しくはサービスに係る単一の商標登録出願の分割により行われた分割出願
 - (i) 「分割手数料」とは、第 1 附則における記載番号 68 に対して定められた手数料をいう。
 - (j) 「様式」とは、第 2 附則又は第 3 附則の何れかに規定された様式をいう。
 - (k) 「図形的表示」とは、用紙様式による商品又はサービスについての商標の表示をいう。
 - (l) 「公報」とは、規則 43 に掲げた商標公報をいう。
 - (m) 「告示日」とは、本規則が施行される日をいう。
 - (n) 「旧法」とは、1958 年商標商品標法及びそれに基づいて制定され、法の施行の直前に存在している規則をいう。
 - (o) 「異議申立」とは、商標又は場合に応じて団体標章若しくは証明商標の登録に対する異議申立をいう。
 - (p) 「インドにおける主営業所」とは、規則 3 に規定されたインドにおける該当する営業の場所をいう。
 - (q) 「公告する」とは、商標公報による公表をいう。
 - (r) 「登録商標代理人」とは、規則 148 に基づいて維持管理される商標代理人登録簿に現に名称が登録されている商標代理人をいう。
 - (s) 「更新」とは、商標、証明標章又は場合に応じて団体標章についての更新をいい、かつ、その更新を含む。
 - (t) 「附則」とは、本規則に対する附則をいう。
 - (u) 「条」とは、法の条をいう。

(v) 「指定」とは、商品又はサービスの指定であって、それに関して商標若しくは商標の登録使用者が登録され、又は登録されようとするものをいう。

(w) 他のすべての語及び表現であって、本規則において使用されるが定義されず、法において又は 1999 年商品の地理的表示(登録及び保護)法(1999 年法律第 48 号)若しくは 1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)において定義されたものは、それらの法律においてそれぞれ割り振られた意味を有する。

(2) 本規則においては、別段の表示がある場合を除き、条というときは法における当該の条をいい、規則というときは本規則における当該規則をいい、附則というときは本規則の当該附則をいい、また様式というときは本規則の第 2 附則又は場合に依じて第 3 附則に含まれる当該様式をいう。

規則 3 インドにおける主営業所

インドにおける「主営業所」とは、次に掲げるものをいう。

(i) ある者が商標に係る商品又はサービスについて営業をしている場合において、

(a) インドの 1 営業所においてのみ営業をしているときは、その営業所

(b) インドの 2 以上の営業所において営業をしているときは、その者によりインドにおける主営業所として挙げられた営業所

(ii) ある者が商標に係る商品又はサービスについて営業をしていない場合において、

(a) その者がインドの 1 営業所においてのみ他の何らかの営業をしているときは、その営業所

(b) その者がインドの 2 以上の営業所において他の何らかの営業をしているときは、その者によりインドにおける主営業所として挙げられた営業所、及び

(iii) ある者がインドにおいて何ら営業をしていないが、インドにおいて居住地を有する場合は、インドにおける当該居住地

規則 4 商標登録局の所轄支局

第 18 条に基づく商標の登録出願をするため、又は第 21 条に基づく異議申立をするため、又は第 47 条に基づく商標の抹消を申請し又は第 57 条に基づく商標登録の取消若しくは変更を申請するため、又は法及び本規則に基づく他の何らかの手續のための商標登録局の所轄支局は、次の通りとする。

(a) 告示日現在、商標登録簿に登録されている商標に関しては、次のものを管轄地域内に有する商標登録局の支局

(i) 告示日現在、登録簿に登録されている商標の登録所有者のインドにおける主営業所の所在地

(ii) 登録所有者のインドにおける主営業所に関して登録簿に登録がない場合は、告示日現在、登録簿に登録されているインドにおける送達宛先に記載されている営業所の所在地

(iii) 共同登録所有者の場合は、その名称が告示日現在インドにおける当該主営業所を有する者として登録簿に最初に記載されている登録所有者のインドにおける主営業所の所在地

(iv) 共同登録所有者の何れもインドにおける主営業所を有する者として登録簿に記載されていない場合は、告示日現在、登録簿に記載されている共同所有者のインドにおける送達宛先に記載されている営業所の所在地

(v) 商標の登録所有者のインドにおける主営業所について、又は共同登録の場合は商標の何れかの共同所有者のインドにおける主営業所について登録簿に記載されておらず、かつ、登録簿にインドにおける送達宛先が記載されていないときは、当該商標の登録出願がされた商標登録局の所轄支局の所在地、及び

(b) 登録出願が告示日現在係属しているか又は告示日以後にされた商標に関しては、次のものを管轄地域内に有する商標登録局の所轄支局

(i) 出願人の願書に開示された当該出願人のインドにおける主営業所、又は共同出願人の場合は営業所を有する者として名称が願書に最初に記載されている出願人のインドにおける主営業所の所在地

(ii) 出願人又は場合に応じて共同出願人の何れもインドにおいて主営業所を有していない場合は、願書に指定したインドにおける送達宛先に記載された営業所の所在地

規則 5 主営業所又は送達宛先の変更により変更されない所轄支局の管轄地域

インドにおける主営業所又は場合に応じてインドにおける送達宛先についての次の変更は、商標登録局の所轄支局の管轄地域に対して一切影響を及ぼさない。

(a) 告示日現在登録簿に記載されている商標に関し、告示日後になされた登録所有者又は何れかの共同登録所有者についての変更、又は

(b) 登録出願が告示日現在係属しているか又は告示日以後にされた商標に関し、告示日の後又は場合に応じて当該出願日の後になされた登録出願人又は何れかの共同登録出願人についての変更

規則 6 登録簿への所轄支局の記載

告示日現在の登録簿に登録されていたか又はその後に登録された各商標について、登録官は、登録簿に商標登録局の所轄支局名を記載させるものとし、登録官は、当該記載に誤りがあれば、いつでもこれを訂正することができる。

規則 7 係属中の出願及び手続の、商標登録局の所轄支局への移送

商標に関して告示日現在登録官に係属している各出願及び手続については、商標登録局の所轄支局に対して移送されたものとみなす。

規則 8 書類等の提出

(1) (2)に別段の規定がある場合を除き、告示日現在商標登録簿に記載されており、又は登録出願が現に係属しているか若しくは告示日以後にされた商標に関して、法又は本規則により商標登録局において又は商標登録局宛てに作成し、送達し、提出若しくは送付し、又は納付することが認められ又は必要とされるすべての申請書、通知書、陳述書その他の書類又は手数料については、商標登録局の所轄支局において又は所轄支局宛てにこれらを作成し、送達し、提出若しくは送付し、又は納付しなければならない。

(2) 法又は本規則により送付若しくは納付することが認められ又は必要とされる書類又は手数料は、次の事項について、商標登録局の所轄支局若しくは本局の何れかにおいて又はそれらの何れか宛てに、送付又は納付することができる。

(a) 商標登録の出願に関する通信、及び宣誓供述書を含むその他の書類

(b) 様式 TM-10, TM-12, TM-13, TM-14, TM-16, TM-17, TM-19, TM-20, TM-21, TM-23, TM-24, TM-25, TM-28, TM-29, TM-30, TM-31, TM-32, TM-33, TM-34, TM-35, TM-36, TM-38, TM-40, TM-46, TM-47, TM-50, TM-54, TM-55, TM-58, TM-59, TM-61 及び TM-62 による申請又は請求
(c) (1)に含まれる如何なる規定にも, 又は(2)(a)若しくは(b)に基づくか又は規則 24(3)に基づく如何なる規定にも拘らず, 様式 TM-60 による調査及び証明書交付の請求, 様式 TM-63 による早期審査の請求, 様式 TM-70 による書類の早期認証謄本の請求, 様式 TM-71 による早期調査報告書の請求, 又は様式 TM-72 による早期調査及び著作権証明書の交付の請求は, 登録官が公報により公衆に知らせた後別段の指示をするまで, これを商標登録局の本局にしなければならない。

規則 9 所轄支局でない支局に提出された書類等

規則 8 の規定に従うことを条件として, 法又は本規則により認められ又は必要とされる申請書, 通知書, 陳述書, 又はその他の書類が, 不注意により商標登録局の所轄支局でない支局において又は当該支局宛てに作成され, 送達され, 提出若しくは送付され, 又は納付された場合において, 登録官がそれを出願人による善意の誤りであったと納得するときは, 登録官は, 自己の裁量で又は書面をもってする請求に基づいて, 当該申請書, 通知書, 陳述書又は書類を所轄支局に転送することができる。

ただし, 当該申請書, 通知書, 陳述書又は書類が所轄支局でない支局により留保された期間は, 当該願書, 通知書, 陳述書又は書類の何れかを所定の期間内に提出する必要がある場合は, 限定期間の算定目的では除外されるものとする。

更に, 所轄支局でない支局において納付された手数料は, 所轄支局において納付されたものとみなす。

また, 登録官は, 当該請求を却下するときはその前に, 出願人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

規則 10 通知書等の発出

法又は本規則に基づく何らかの申請, 事項若しくは手続に関する通知又は通信は, 登録官から授権された局長又はその他の係官がこれを発出することができる。

規則 11 手数料

(1) 法及び本規則に基づく申請, 異議申立, 登録, 更新, 早期審査若しくは報告又はその他の事項に関して納付すべき手数料は, 第 1 附則に規定されるものとし, 以後「所定の手数料」という。

(2) 本規則に基づいて何らかの事項に関して手数料の納付を必要とするときは, それに対する申請書, 請求書, 又は申立書の様式には, 所定の手数料を添えなければならない。

(3) 手数料は, 現金により納付するか, 又は登録官宛ての郵便為替により又は商標登録局の所轄支局の所在地における公認銀行宛てに振り出された銀行手形若しくは小切手により, 送金することができるものとし, 郵送のときは, 当該郵便為替又は適正な宛先を記入済みの銀行手形若しくは小切手については, 通常の郵送過程で配達される筈の時に, 手数料が納付されたものとみなす。

(4) 銀行手形及び小切手は, 横線入りで, 商標登録局の所轄支局の登録官宛て支払としなけ

ればならず、またそれらは、商標登録局の所轄支局の所在地における公認銀行宛てに振り出さなければならない。

(5) 規則 25(19)に含まれる規定に従うことを条件として、書類の提出に関して手数料の納付を必要とする場合において、当該書類が手数料なしで又は不十分な手数料と共に提出されたときは、当該書類は、本規則に基づく手続の目的では提出されなかったものとみなす。

(6) 登録官は、公報により公衆に通知の後、その件につき指定の指針及び指示に従うことを条件として、手数料の電子振替設備を利用可能にすることができる。

規則 12 様式

(1) 第 2 附則及び第 3 附則に規定の様式は、それらが適用できるすべての場合において使用しなければならないものとし、かつ、他の場合に適合するように登録官により指示される通り、変更することができる。

(2) 商標登録局において提出するときは、如何なる様式にも所定の手数を添えなければならない。

(3) 附則に規定の様式を使用するための本条規則に基づく要件は、その様式の複製を使用するか、又は登録官に受け入れ可能であって、規定の様式により必要とされる情報を含み、かつ、当該様式の使用に関する何らかの指示に従う様式を使用するかの何れかにより満たされる。

(4) 登録官は、公報により公衆に通知の後、電子形態により提出を必要とされる様式を指定することができる。その後、当該様式は、文字認識又は走査などによりコンピュータに対する内容の自動化入力を可能にするよう指定される方法により、これを完成しなければならない。

規則 13 書類の寸法等

(1) 登録官により与えられることがある他の指示に従うことを条件として、法又は本規則に基づいて、商標登録局において若しくは商標登録局宛てに、又は登録官において若しくは登録官宛てに、作成し、送達し、提出若しくは送付することが認められ又は必要とされるすべての申請書、通知書、陳述書又は商標を除くその他の書類は、ヒンズー語又は英語により、大型で判読し易い文字で濃く永続するインクにより丈夫な用紙上に手書きされ、タイプ書され、石版印刷され、又は印刷されたものでなければならない。宣誓供述書の場合を除き、寸法は縦約 33 センチメートル、横約 20 センチメートルの片面のみを使用し、その左端には 4 センチメートル以上の余白を有さなければならない。

(2) 商標の写しを含め書類の副本は、登録官の要求があるときはいつでも、商標登録局に対してこれを提出しなければならない。

(3) 登録官は、公報により公衆に通知の後、電子形態に適合させることが本規則に基づいて必要とされるすべての申請書、通知書、陳述書又はその他の書類及び様式の寸法を変更することができる。

(4) 登録官は、公報により公衆に通知の後、公報により指定することができる指針及び指示に従うことを条件として、申請書、通知書、陳述書又はその他の書類の電子形態による提出を許可することができる。

規則 14 書類の署名

(1) パートナーシップ企業により署名されたとされる書類は、少なくとも1名のパートナーが当該企業の代理で署名する旨を述べた上でその者により署名されていなければならない。法人により署名されたとされる書類は、当該法人の取締役により、又は秘書役若しくは他の主要幹部により署名されていなければならない。個人がパートナーシップ又は法人の代理で署名する資格は、その者の署名の下にこれを記載しなければならない。

(2) 何らかの書類への署名は、ヒンズー語による署名者の名称又は英語による署名のときは大文字による署名者の名称をこれに添付しなければならない。

規則 15 書類の送達

(1) 法又は本規則により、商標登録局において若しくは商標登録局宛てに、又は登録官又は他の何れかの者に対し若しくはそれ宛てに、作成し、送達し、提出又は送付することが認められ又は必要とされるすべての申請書、通知書、陳述書、表示を貼付した用紙又はその他の書類は、料金前納の書状により、これを郵送することができる。

(2) 送付された申請書又は書類は、それを同封した書状が通常の郵送過程で配達される筈の時に、作成され、送達され、提出又は送付されたものとみなす。

(3) 当該送付を立証するに際しては、書状が適正に宛名され、かつ、投函されたことを立証すれば十分とする。

(4) 商標登録局における出願の後、何人も、それに関する連絡をするときは、次の明細を提出しなければならない。すなわち、

(a) 1 又は若しあれば複数の出願番号

(b) 出願日及び出願場所

(c) 出願に関して適切な 1 又は場合に応じて複数の類

(d) 通信宛先、及び

(e) 若しあれば関係代理人のコード及び若し割り当てられていれば関係所有者のコード

(5) 登録官は、公報により公衆に通知の後、手数料の納付を必要としない指定書類の内の何れかについてファクシミリ(ファックス)による送信を許可することができる。

(6) 登録官は、公報により公衆に通知の後、手数料の納付を必要としない経常的な内容の通信を E メールにより受理することができる。

規則 16 出願人及びその他の者の住所等の明細

(1) 出願人及びその他の者の名称及び住所は、その国籍、職業、及びその他の同定のため必要な明細と共に、これを完全形で提示しなければならない。

(2) 企業の場合は、その各パートナーの完全名称及び国籍を記載しなければならない。

(3) 条約国からの出願であってインドにおいて主営業所を有していない者の場合は、それらの者の本国における住所を、インドにおける送達宛先に加えて提示しなければならない。

(4) 法人又は企業の場合は、設立した国名、又は場合に応じて若しあれば登録の内容を提示しなければならない。

規則 17 願書でのインドにおける主営業所の記載

(1) 各商標登録願書には、出願人がインドにおける主営業所を有する場合はその営業所を、

又は共同出願人の場合はインドにおける主営業所を有する共同出願人の営業所を記載しなければならない。

(2) 規則 18, 規則 19 及び規則 21 の規定に従うことを条件として, 商標登録に関連して出願人に宛名され又は共同出願人の場合は 1 の共同出願人に宛名された書面による通信は, その者により願書の中で示されたインドにおける主営業所の住所宛てとなっていれば, 適正に宛名されたものとみなす。

規則 18 送達宛先

(1) インドにおける送達宛先は, 次の通り提示しなければならない。

(a) インドにおける主営業所を有していない商標登録の各出願人による提示

(b) 商標登録についての共同出願人の場合において, それらの者の何れもインドにおいて主営業所を有していないときに提示

(c) 商標登録の出願日現在インドにおける主営業所を有したがその後当該営業所を有さなくなった商標の所有者による提示, 及び

(d) 法又は本規則に基づく何らかの手續における各申請人及び各異議申立人であって, インドにおける主営業所を有していない者による提示

(e) 規則 94 に基づいて参加を許可された各人による提示

(2) 前記にいう何人かに対してその者により提示された送達宛先に宛てた書面による通信は, 適正に宛名されたものとみなす。

(3) (1) で必要とされるインドにおける送達宛先が提示されない限り, 登録官は, 法又は本規則により必要とされる如何なる通知も送付する義務を負わず, 手續における後続の命令又は決定について, 通知の欠如又は不送達を理由として, 異議を申し立てられることは一切ないものとする。

規則 19 出願及び異議申立手續における送達宛先

商標登録の出願人又は異議申立人は, インドにおける主営業所を有するにも拘らず, 希望すれば, 登録官に対して, 当該出願又は異議申立手續のみに関する通知の送付先としてインドにおける住所について書面をもって特に届け出ることができる。出願人又は異議申立人の当該住所については, 後に取り消されない限り, 出願人又は場合に応じて異議申立人の実際の住所とみなすものとし, 出願又は異議申立に関するすべての通信及び書類は, それらを出願人又は場合に応じて異議申立人の住所宛てに届けるか又は郵送することにより送達することができる。

規則 20 送達宛先の利用不能

登録官は, 登録簿に記載されたインドにおける送達宛先についての連続的利用の可能性に関する疑義が生じたときはいつでも, 記載対象の者に対して, 登録簿に記載された他の住所に宛てて, 又は登録簿に当該住所が記載されていないときは登録官がその者に到達する筈と認める住所に宛てた書状により, インドにおける送達宛先の確認を請求することができ, 当該請求をしてから 2 月以内に登録官が当該確認を受領しないときは, 登録官は, 登録簿中のインドにおける当該送達宛先を削除し, その者に対して, インドにおける新たな送達宛先, 又はその者がその時点で有するときはインドにおける主営業所の住所を提出するよう要求する

ことができる。

規則 21 代理権

(1) 第 145 条の適用上、代理人への委任状は、様式 TM-48 又は登録官が十分かつ適正とみなす他の様式により、作成しなければならない。

(2) 当該委任状の場合は、手続又は事項に関する書類の代理人に対する送達は、被代理人に対する送達とみなす。手続又は事項に関して被代理人に対してすべきすべての通知については、当該代理人宛てとすることができ、それに関係しての登録官の面前への出頭は、当該代理人が又は代理人経由ですることができる。

(3) 特定の場合において、登録官は、出願人、異議申立人、所有者、登録使用者、又はその他の者の自身による署名又は出頭を要求することができる。

規則 22 商品及びサービスの分類

(1) 商標登録の目的では、商品及びサービスは、第 4 附則に規定の方法により、これを分類する。

(2) 第 4 附則に規定の商品及びサービスは、番号を付した国際分類の一般的内容を速やかに特定できる手段を提供するに過ぎない。それは各類の主要な内容に対応するものであり、商品及びサービスの国際分類に従って網羅することを意図したものではない。特定の商品及びサービスの分類を決定するため及び国際分類の内容の完全開示のため、出願人は、若しあれば第 8 条に基づいて登録官により公告された商品及びサービスのアルファベット順索引、又は世界知的所有権機関により刊行された商標の登録目的での商品及びサービスの国際分類の現行版若しくは刊行されることがある後続版を参照することができる。

(3) 登録官は、商品及びサービスの分類のアルファベット順索引においてできる限りインド原産の商品及びサービスを特定し、かつ、含めなければならない。

規則 23 識別性に関する登録官の予備的助言

(1) 第 133 条(1)に基づく登録官による予備的助言の申請は、第 4 附則における何れか 1 類内に含まれた商品又はサービスに関して、様式 TM-55 により、商標の表示 3 通を添付して、これをしなければならない。

(2) (1)にいう助言は、通常は当該申請から 7 就業日以内にこれを行うものとし、当該助言にはその理由を含めなければならない。

規則 24 登録官に対する調査の請求

(1) 何人も、様式 TM-54 により、登録官に対して、第 4 附則における何れか 1 類に分類された指定商品又はサービスに関して調査をさせるよう請求し、当該請求に関する商標に類似する何らかの商標が登録されているか否かを確認して貰うことができる。登録官は、当該調査をさせ、かつ、その結果を当該請求の受領から 30 就業日以内に当該請求人に対して通知しなければならない。

ただし、登録官は、当該調査のため通常の手数料の 5 倍額の納付があったときは、様式 TM-71 による請求に基づいて、通常は 7 就業日以内に、早期調査報告書を交付させるものとする。

(2) 前記の調査結果の通知の日から 3 月以内に、当該商標の登録出願がされ、登録官が当該

商標について当該調査では開示されなかったが当該調査の最終日に登録されていた商標に類似する旨の拒絶理由を挙げた場合において、出願人は、規則 39 に記載の期間内に当該出願取下の通知をするときは、出願時に納付した手数料を自己に還付させることができる。

(3) 何人も、登録官に対して、様式 TM-60 により、調査をさせるよう請求することができ、かつ、1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)に基づく著作権を登録することを求められた芸術的作品と同一であるか又は誤認の虞が生じる程度に類似する商標が、当該出願人以外の何人の名義でも、1999 年商標法(1999 年法律第 47 号)に基づいて商標として一切登録されていない旨、又は当該出願人以外の何人によっても同法に基づく再登録出願が一切されていない旨の 1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)第 45 条(1)に基づく証明書の交付を請求することができる。証明書は通常、請求した日から 30 就業日以内に交付しなければならない。

ただし、登録官は出願人からの要件陳述書を要求することができ、当該要件が当該陳述書の要求の日から 2 月以内に遵守されないときは、様式 TM-60 による請求は、放棄されたものとして取り扱うことができる。

(4) (3)に基づいて交付された証明書については、登録官は、当該証明書を取り消そうとする理由を記載して通知し、かつ、聴聞を受ける合理的な機会を与えた後、これを取り消すことができる。

(5) (3)のただし書又は(4)に従うことを条件として、登録官は、当該調査のため通常の手数料の 5 倍額の納付があったときは、様式 TM-72 により受領した請求に基づいて、通常は 7 就業日以内に 1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)第 45 条(1)に基づく早期調査証明書を交付しなければならない。

(6) 要求されたときの要件陳述書の不遵守により、様式 TM-60 又は場合に応じて様式 TM-72 による請求を放棄する前に、登録官は当該事項について聴聞を受ける機会を提供しなければならない。

第 11 章 商標登録出願の手続

規則 25 願書の様式及び署名

- (1) 登録官に対する商標登録の願書は，出願人又はその代理人がこれに署名しなければならない。
- (2) 何れかの 1 類に含まれる指定商品又はサービスについての商標登録出願は，様式 TM-1 によりしなければならない。
- (3) 第 154 条(2)に基づく条約国からの，何れか 1 類に含まれる指定商品又はサービスについての商標登録出願は，様式 TM-2 によりしなければならない。
- (4) 条約国からの異なる類の商品又はサービスについての第 154 条(2)に基づく商標登録の単一出願は，様式 TM-52 によりしなければならない。
- (5) 規則 145 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれる指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(団体標章又は証明商標以外の)織物商標の登録出願は，様式 TM-22 によりしなければならない。
- (6) 第 154 条(2)に基づく条約国からの，規則 145 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれる指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(団体標章又は証明商標以外の)織物商標の登録出願は，様式 TM-45 によりしなければならない。
- (7) (a) 何れか 1 類に含まれる指定商品又はサービスの団体標章を登録する第 63 条(1)に基づく出願は，様式 TM-3 によりしなければならない。
(b) 第 154 条(2)に基づく条約国からの，何れか 1 類に含まれる指定商品又はサービスについて団体標章を登録する第 63 条(1)に基づく出願は，様式 TM-64 によりしなければならない。
- (8) (a) 何れか 1 類に含まれる指定商品又はサービスについて証明商標を登録する第 71 条に基づく出願は，様式 TM-4 によりしなければならない。
(b) 第 154 条(2)に基づく条約国からの，何れか 1 類に含まれる指定商品又はサービスについて証明商標を登録する第 71 条に基づく出願は，様式 TM-65 によりしなければならない。
- (9) 異なる類の商品又はサービスについての商標登録の単一出願は，様式 TM-51 によりしなければならない。
- (10) 何れか 1 類に含まれるか若しくは異なる類の指定商品又はサービスについて第 15 条に基づく連続商標を登録する出願は，様式 TM-8 によりしなければならない。
- (11) 第 154 条(2)に基づく条約国からの，何れか 1 類に含まれるか又は異なる類の指定商品又はサービスについて第 15 条に基づいて連続商標を登録する出願は 様式 TM-37 によりしなければならない。
- (12) 商品又はサービスについての商標登録の出願は，次に掲げる通りでなければならない。
 - (a) 出願人の権利を決定するため，必要な場合は商標の説明を言葉で十分正確に行うこと
 - (b) 商標の図形的表示を示すことができること
 - (c) 願書がその旨の陳述を含むときにのみ，三次元商標とみなされること
 - (d) 願書がその旨の陳述を含むときにのみ，色彩の組合せから成る商標とみなされること
- (13) 第 22 条ただし書に基づいて出願を分割する補正は，様式 TM-53 によりしなければならない。
- (14) 連続商標でない出願は，商品又はサービスの類の数に拘らず 1 商標のみに関するものでなければならない。

(15) ある 1 類に含まれるすべての商品若しくはサービス，又は 1 類中の多種類の商品若しくはサービスに係る登録出願の場合は，登録官は，商標が登録されたときに出願人が行ったか又は行う予定であった標章の使用により指定が正当化されると納得しない限り，当該出願の受理を拒絶することができる。

(16) 商品又はサービスの指定は，通常は各類について 500 文字を超えないものとする。第 1 附則に所定の超過スペース手数料は，様式 TM-61 による各出願について納付を要する。

(17) 団体標章登録の単一出願は，

(a) 異なる類の場合は，様式 TM-66 によりしなければならない。

(b) 条約国からの異なる類の場合は，様式 TM-67 によりしなければならない。

(18) 証明商標登録の単一出願は，

(a) 異なる類の場合は，様式 TM-68 によりしなければならない。

(b) 条約国からの異なる類の場合は，様式 TM-69 によりしなければならない。

(19) 出願人が 2 以上の類について単一出願をし，登録官が出願対象の商品又はサービスは出願対象のものに加えて 1 又は複数の類に該当すると決定した場合は，当該出願人は指定商品又はサービスを出願対象の類に制限することができ，又は適切な分類手数料及び分割手数料を納付の上 1 又は複数の追加の類を付加するよう出願を補正することができる。分割により設けられた新たな類は，原出願日，又は条約国からの出願の場合は，原出願においてその他の点での主張が適正にされていたことを条件として，第 154 条(2)に基づく条約出願日の恩恵を保持する。

規則 26 条約取決に基づく出願

(1) 第 154 条に基づいて条約国において適法に出願された商標の登録出願を理由として優先権が主張される場合は，その国の商標登録局又はその所轄当局による証明書は，規則 25(3)，(4)，(6)，(7)(b)，(8)(b)，(11)，(17)(b) 又は場合に依りて(18)(b)に基づく登録願書に含めなければならない，またそれは当該標章の明細，1 又は複数の出願国名，1 又は複数の出願日，及び登録官の必要とすることがあるその他の関係明細を含むものとする。

(2) 当該証明書が登録出願時に提出されない限り，当該出願から 2 月以内に，出願日，1 又は複数の出願国名，当該標章の表示，出願の対象とする商品又はサービスについて，登録官の納得する程度まで証明又は立証したものを提出しなければならない。

(3) 願書は条約出願日，出願した条約国の名称，若しあれば出願番号を表示した陳述及び優先権を主張する旨を表示した陳述を含まなければならない。

ただし，出願人が同一商標に関して商品又はサービスの一部若しくは全部について第 154 条に基づいて 2 以上の優先権主張をした場合は，登録官はまた条約国における先の出願日を優先日として採用しなければならない。

更に，当該優先日は先の条約出願において掲げられた商品又はサービスの一部若しくは全部に関してのみ有効とする。

(4) 第 18 条(2)に基づく単一出願が商品又はサービスの 1 又は 2 以上の類について条約国からなされる場合は，出願人は当該のすべての類の出願日についての十分な根拠を登録官の納得する程度まで立証しなければならない。

規則 27 願書における使用者についての陳述

商標の登録出願は、当該商標を今後使用しようとするのでない限り、当該商標が願書に記載の商品又はサービスに関して使用された期間及び使用者についての陳述を含まなければならない。登録官は、出願人に対し、使用された標章を立証する証拠書類と共に、当該使用者について証言する宣誓供述書を提出するよう要求することができる。

規則 28 標章の表示

商標登録の各願書、及び願書の追加謄本が必要な場合はその各謄本は、願書様式のその目的で与えられたスペース(8cm×8cm)における当該標章の表示を含まなければならない。

ただし、何れの場合も当該表示の寸法は、左端に4センチメートルの余白を置き、縦33センチメートル及び横20センチメートルを超えてはならない。

規則 29 追加の表示

(1) 商標の各登録出願は、以後に規定のある場合を除き、願書3通で行い、当該標章の追加の表示5通を添付しなければならない。願書上の当該標章の表示、並びに願書の各写し及び追加の表示は、相互に正確に一致しなければならない。追加の表示には、すべての場合に、登録を求める商品又はサービスの指定及び1又は複数の類、出願人の名称及び住所を、若しあればその者の代理人の名称及び住所、及び若しあれば使用の期間、並びに登録官が随時必要とすることがあるその他の明細と共に記載し、かつ、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

(2) 出願人は標章の識別的特徴として色彩の組合せを主張したい旨の陳述を願書が含む場合は、願書には当該標章の白黒の1複製及び着色標章の4複製を添付しなければならない。

(3) 商標は三次元標章である旨の陳述を願書が含む場合は、標章の複製は、次の通り平面的図形又は写真複製から成らなければならない。すなわち、

(i) 提出される複製は商標についての3の異なる図から成らなければならない。

(ii) ただし、出願人の提出した複製が三次元標章の明細を十分示していないと登録官が認める場合は、登録官は、当該標章の5までの異なる図及び当該標章の言葉による説明を2月以内に提出するよう出願人に対して要求することができる。

(iii) (ii)に掲げた標章についての異なる図及び/又は説明は依然当該三次元標章の明細を十分には示していないと登録官が認める場合は、登録官は、当該商標の見本を提出するよう出願人に対して要求することができる。

(4) (i) 商標登録の出願が商品又はその包装の形状からなる場合は、提出される複製は、当該商標の少なくとも5の異なる図及び当該標章の言葉による説明から成らなければならない。

(ii) (1)における当該標章の異なる図及び説明は商品及びその包装の形状の明細を十分示していないと登録官が認める場合は、登録官は当該商品又は場合に応じて包装の見本を提出するよう出願人に要求することができる。

規則 30 耐久力があり、かつ、納得の行く表示

(1) 商標のすべての表示は、耐久性を有するものでなければならず、登録願書と共に提出が必要とされる各追加表示は、寸法縦約33センチメートル及び横約20センチメートルの丈夫な用紙であって、当該用紙の左端部に4センチメートル以上の余白を残したものの上に、載

せなければならない。

(2) 登録官は、標章の何れかの表示について納得しないときは、出願を処理する前に、いつでも自己に納得の行く他の表示を要求して、これにより代替させることができる。

(3) 商標の表示が前記規定の方法により示すことができないときは、当該商標の見本又は写しは、原寸大又は縮尺で、かつ、登録官が最も便宜と認める形態により、これを送付することができる。

規則 31 連続商標

(1) 第 15 条(3)に基づく連続商標の登録出願がされるときは、連続商標の各商標の表示の写しは、規則 28 及び規則 29 に規定の方法により、これを願書に添付しなければならない。

(2) 第 15 条(3)に基づいて連続商標の所有者であると主張する出願人は、様式 TM-8 又は場合に応じて TM-37 により、登録官に対して 1 登録での連続としてその登録出願をすることができ、当該各願書には 1 類におけるすべての商標又は連続中にあると主張される各類におけるすべての商標の表示を含めなければならない。登録官は、当該標章が連続を構成すると納得するときは、出願を更に処理しなければならない。

(3) 公報による出願の公告前にはいつでも、(2)に基づいて出願する出願人は、その連続における 1 又は 2 以上の標章に関して当該出願を 1 又は場合に応じて複数の別個出願に分割する請求を、様式 TM-53 によりすることができ、登録官は請求された分割が第 15 条(3)に適合すると納得するときは、当該出願をそれに応じて分割しなければならない。

(4) (3)に基づく出願の、1 又は 2 以上の出願への分割は、分割手数料及び該当分類手数料の納付によりなされるものとする。

規則 32 会社名称の調査の請求

登録官が様式 TM-11 による請求を許可する旨を公報により公衆に通知した後は、何人も、登録官に調査を行わせるよう請求し、かつ、調査請求の対象とする会社の名称と同一の若しくは誤認の虞が生じる程に類似する商標が 1999 年商標法(1999 年法律第 47 号)に基づいて一切商標として登録されておらず又は係属していない旨の 1956 年会社法(1956 年法律第 1 号)第 20 条(2)(ii)に従う証明書の発行を請求することができる。

規則 33 音訳及び翻訳

商標がヒンズー語又は英語以外の言語による語を含むときは、願書様式及びその追加表示において、登録官の納得する程度まで英語又はヒンズー語による各当該語の十分な音訳及び翻訳を裏書しなければならない。各裏書には、当該語が属する言語名を記載し、かつ、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

規則 34 生存者又は最近の死亡者の名称及び表示

何人かの名称又は表示が商標に現れる場合において、登録官の求めがあるときは、出願人は、当該名称又は表示の使用について、その者が生存しているときは、その者の同意書、又は場合によりその者の死亡が当該商標登録の出願日前 20 年以内であったときは、その者の法律上の代表者の同意書を、登録官に対して提出しなければならない。当該同意書のないときは、登録官は、当該標章の登録出願についての処理を拒絶することができる。

規則 35 商標上の商品若しくはサービスの名称又は説明

(1) 何らかの商品若しくはサービスの名称又は説明が商標上に記載されている場合は、登録官は、当該名称又は説明の商品若しくはサービス以外の商品若しくはサービスに関する商標の登録を拒絶することができる。

(2) 何らかの商品若しくはサービスの名称又は説明が商標上に記載されている場合において、その名称又は説明が使用法によって変化するとき、登録官は、当該商標が当該名称又は説明の商品若しくはサービス以外で、指定により包含される商品若しくはサービスに対して使用されるときに当該名称又は説明が変化する旨の誓約書を提示する出願人に対しては、それらの商品若しくはサービス及びその他の商品若しくはサービスについての商標の登録を許可することができる。提示された誓約書については、第 20 条に基づく公報における出願公告にこれを含めるものとする。

規則 36 瑕疵

規則 11(2)に従うことを条件として、商標の登録出願が法又は規則の何れかの規定の要件を満たさない場合は、登録官は、当該瑕疵を修正するようその通知を出願人に送付しなければならず、当該通知の日付から 1 月以内に出願人が自己に通知された瑕疵を修正しないときは、当該出願は放棄されたものとして取り扱うことができる。

商標の登録出願受領の手続

規則 37 出願受領の確認及び調査

(1) 何らかの商品又はサービスに係る商標の各登録出願は、受領の時に、登録官がこれを確認しなければならない。当該確認は、出願番号を適式に記入の上、出願人が願書と共に提出した商標の追加表示の 1 通を返還することにより行うものとする。

(2) 商標の登録出願を受領した時、登録官は、同一の商品若しくはサービス又は類似の商品若しくはサービスに関して、登録が求められている標章と同一の標章又は誤認の虞が生じる程に類似する標章が登録上存在するか否かを確認する目的で、登録商標及び現に係属している出願について調査をさせなければならない。また登録官は、出願受理前にはいつでも、当該調査を更新させることができるが、そうすることの義務を負わないものとする。

規則 38 早期審査，受理に対する異論，聴聞

(1) 規則 37(1)に基づく出願番号の受領後、出願人は、様式 TM-63 により、出願手数料の 5 倍額を納付の上、請求の理由を記載した宣言書を添付して、商標の登録出願の早期審査を請求することができる。

(2) 登録官が(1)に基づいて提出された宣言書に基づいて、当該出願の早期審査が正当化されると納得するときは、登録官は、請求が提出された順に従い当該出願の早期審査を行わせるものとし、かつ、通常は当該請求の日付から 3 月以内に、審査報告書を発行することができる。

(3) 登録官が(1)に基づく請求を拒絶した場合は、出願人は、当該手数料の還付を受けることができるものとする。

ただし、当該請求を拒絶する前に、登録官は、出願人に聴聞を受ける機会を与えなければな

らない。

(4) 商標の登録出願(1)にいう出願の早期審査の申請、使用若しくは識別性についての証拠、又は出願人が提出することができ若しくは提出を必要とされる他の何らかの事項の審査に関して、登録官が当該申請の受理に異論を有するとき、又は第18条(4)に基づいて課することを適当と認める条件、補正、修正、又は限定を付して出願を受理することを提議するときは、登録官は、当該異論又は提議については、書面をもってこれを当該出願人に対して通知しなければならない。

(5) 出願人が(4)に掲げた通知の日から1月以内に前記の提議に従わず、又は登録官に対して異論若しくは提議に関する意見書を提出せず、又は聴聞を申請しないか若しくは聴聞に出頭しないときは、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

規則 39 登録出願の取下の通知

出願時に納付した手数料の還付を受ける目的での、第133条(2)又は規則24(2)に基づく商標の登録出願の取下の通知は、規則38(4)に掲げた通知の受領日から1月以内に、書面をもってしなければならない。

規則 40 登録官の決定

(1) 聴聞の後、又は出願人が適法に意見書をもって通知し聴聞を受けることを希望しない旨を陳述したときは聴聞なしで、規則38又は規則42に基づいて下した登録官の決定は、書面をもって、これを出願人に対して通知しなければならない。かつ、出願人が当該決定に対して審判請求をしようとするときは、当該通知の受領日から30日以内に、登録官に対して、登録官の決定の理由及び当該決定に到達するに当たり使用した資料について書面をもって陳述するよう要求する旨を、様式TM-15により、申請することができる。

(2) 登録官が出願人において異論のない何らかの要件を提示するときは、出願人は、登録官が(1)に基づく陳述書を発出する前に、その要件を満たさなければならない。

(3) (1)に基づく陳述書が受領された日は、審判請求の目的では登録官の決定の日とみなされる。

規則 41 願書の訂正及び補正

商標の登録出願人は、その者の願書における若しくはそれに関連する誤記の訂正又は願書の補正については、出願受理の前後を問わず、商標登録前に、様式TM-16により、所定の手料を添えてこれを申請することができる。

ただし、出願の商標を実質的に変更する効果を有するか又は出願時の願書に含まれなかった新たな指定商品又はサービスで代替する補正は、一切許可されないものとする。

規則 42 登録官による受理の取下

(1) 出願の受理後、ただし商標登録前に、登録官が、出願は錯誤により受理されたか若しくは事件の状況下では受理すべきでなかったことを理由として当該出願の受理に対して異論を有するとき、又は当該出願は条件若しくは限定を付し又は当該出願が受理された時の条件若しくは限定に付加して若しくはそれと異なる条件を付す場合に限り当該商標を登録すべき旨を提議するときは、登録官は、書面をもって、当該異論を出願人に対して通知しなければならない。

らない。

(2) (1)に掲げた通知の受領日から 30 日以内に出願人が登録官の要件に従うために自己の出願を補正し又は聴聞を申請しない限り、登録官により出願の受理は取り下げられたものとみなされ、当該出願は受理されなかったものとして処理される。

(3) 出願人が登録官に対して(2)に掲げた期間内に聴聞を受けたい旨を通知した場合は、登録官は、聴聞の日を指定して出願人に通知しなければならない。当該指定は、出願人が更に短期の予告に同意しない限り、当該通知の日の少なくとも 15 日後の日付でなければならない。出願人は、聴聞を希望しない旨を陳述し、かつ、出願人が望ましいと認める提案を提出することができる。

(4) 登録官は、出願人を聴聞した後、又は出願人の提案があればその審査に基づいて、適当とみなす命令を発することができる。

出願の公告

規則 43 公告方法

(1) 第 20 条(1)に基づいて公告すること又は同条(2)に基づいて再公告することが必要とされる商標の各登録出願は、通常は登録出願受理から 6 月以内又は第 154 条(2)に掲げた期間の満了後の何れか遅いときに、公報によりこれを公告しなければならない。

(2) 出願の商標が語以外である場合は、登録官は、電子的に走査してデスクトップパブリッシング(DTP)のパッケージに取り込むために公告を命じられた商標の走査用複製を提出するよう要求することができる。

(3) 登録官は、公報により公衆に通知した後、インターネット、ウェブサイト又は何らか他の電子媒体を通じ公報により出願書類を公開することができる。

(4) 登録官は、公報により出願人に通知の後、CD-ROM による公報を、その費用の納付があったときは、利用可能にすることができる。

規則 44 連続商標の公告

出願が第 15 条(3)に掲げた明細に関して相互に異なる連続商標に係るときは、登録官は、適当と認めるときは、当該出願の公告と共に数件の商標が相互に異なる態様についての陳述を掲載することができる。

規則 45 出願の訂正又は補正の告示

第 20 条(2)(b)が適用される出願の場合において、登録官は、その旨を決定するときは、当該出願を再公告させる代わりに、出願番号、出願がされた 1 又は複数の類、出願人のインドにおける主営業所があればその名称及び住所、又は出願人がインドにおける主営業所を有していないときはインドにおける送達宛先、出願が公告された公報の番号、及び願書に行われた訂正若しくは補正を記述した告示を公報に掲載することができる。

規則 46 登録官に対する標章の公告についての明細の請求

何人も登録官に対して、様式 TM-58 により、当該様式において指定した商標が公告された公報の番号及び日付についての通知を請求することができるものとし、登録官は、請求人に対

して、当該明細を提供しなければならない。

登録に対する異議申立

規則 47 異議申立書

(1) 第 21 条(1)に基づく商標登録に対する異議申立は、様式 TM-5 により、3 通で、公報が公衆に利用可能とされた日(この日は登録官によりその旨を証明されなければならない。)から 3 月以内又は総計 1 月を超えない延長期間内に、これをしなければならない。異議申立書は、異議申立人が登録に対して異論を有する理由の陳述を含まなければならない。登録に対して当該商標が既に登録簿に登録済みの商標に類似しているとの理由に基づいて異議を申し立てるときは、当該商標の登録番号及びそれらが公告された公報の日付を記述しなければならない。

(2) 商標登録の単一出願に関し異議が申し立てられた場合は、当該申立には様式 TM-5 により申し立てられる当該異議についての各類に係る手数料を添えなければならない。

(3) 異議が第 18 条(2)に基づいてなされた単一出願に関し特定の 1 又は複数の類についてのみ申し立てられた場合は、残余の 1 又は複数の類の出願については、様式 TM-53 による当該出願の分割の請求が分割手数料を添えて出願人によりなされるまで、登録手続を進めないものとする。

(4) 商標登録の単一出願に関し 1 又は複数の類における異議が一切申し立てられない場合は、当該類に関する出願は、第 19 条及び第 23 条(1)に従うことを条件として、係属中の異議申立に関する 1 又は複数の類における出願の分割後、登録手続を進めるものとする。

(5) 特定の公報に関して受領された商品又はサービスについての商標登録に対するすべての異議申立については、公報によりこれを公告しなければならない。

ただし、本項における如何なる規定も、そのように公告された特定の公報から残ったすべての商標が自動的に登録手続を進められるものと解釈してはならない。

(6) 商標登録に対する異議申立を第 21 条(1)に基づいてすることができる期間の延長申請は、様式 TM-44 により、第 21 条(1)に基づく 3 月の期間の満了前に第 1 附則に所定の手数を添えて、これをしなければならない。

(7) 異議申立書の写しは、通常は登録官が、所轄支局による当該写しの受領から 3 月以内に出願人に対してこれを送達しなければならない。

規則 48 異議申立書の要件

(1) 異議申立書は、次のものを含まなければならない。

(a) 異議申立対象の出願に関して

(i) 異議申立対象の出願番号

(ii) 異議申立対象の商標出願において列挙された商品又はサービスの表示、及び

(iii) 商標出願人の名称

(b) 異議申立が基礎としている先の標章又は先の権利に関して

(i) 当該異議申立が先の標章を基礎としている場合は、その旨の陳述及び先の標章の地位の表示

(ii) 入手可能な場合は、当該先の標章の優先日を含め、出願番号又は登録番号及び出願日

(iii) 当該異議申立が第 11 条(2)の趣旨における周知商標であると主張される先の標章を基礎としている場合は、その旨の表示及び当該先の標章が周知であると認識されている 1 又は複数の国名の表示

(iv) 当該異議申立が第 11 条(2)(b)の趣旨における名声を有する先の標章を基礎としている場合は、その旨の表示及び当該先の標章が登録されているか又は出願されているか否かの表示

(v) 異議申立人の標章の表示及び適切な場合は当該標章又は先の権利の説明

(vi) 商品若しくはサービスに関して先の標章が登録済み若しくは出願済みであるか又は商品若しくはサービスに関して当該先の標章が第 11 条(2)の趣旨における周知であるか若しくは同条の趣旨における名声を有する場合は、異議申立人は、当該先の標章が保護されているすべての商品又はサービスを表示するときは、当該異議申立が基礎とするそれらの商品又はサービスもまた表示しなければならない。

(c) 異議申立人に関して

(i) 異議が先の標章又は先の権利の所有者により申し立てられる場合は、その者の名称及び住所、並びにその者が当該標章又は権利の所有者である旨の表示

(ii) 異議が登録使用者でない使用権者により申し立てられる場合は、当該使用権者の名称及び住所、並びにその者が異議を申し立てることを授權されている旨の表示

(iii) 異議が商標の登録所有者の権原の承継人であって新所有者として未登録の者により申し立てられる場合は、その旨の表示、異議申立人の名称及び住所、並びに当該新所有者の登録申請が所轄支局により受領された日付又はこの情報が入手不能の場合は所轄支局に送付された日付の表示、及び

(iv) 異議申立人がインドにおける営業所を有していない場合は、異議申立人の名称及びその者のインドにおける送達宛先

(d) 当該異議申立が基礎とする理由

(2) 異議申立書は、異議申立人が又はその他の当該事件の事実を熟知する者がこれを証明しなければならない。

(3) 証明する者は、特に異議申立書の番号付段落を参照することにより、自己の知識による立証事項及び受領しかつ真正と信じる情報に基づいて証明する事項を陳述しなければならない。

(4) 当該証明は、それを行う者により署名されるものとし、かつ、それが署名された日付及び場所を記載しなければならない。

規則 49 答弁書

(1) 第 21 条(2)により必要とされる答弁書は、様式 TM-6 により、3 通で、登録官からの異議申立書副本を出願人が受領してから 2 月以内に、これを送付しなければならず、かつ、異議申立書において主張された事実のうち、出願人が容認するものがあれば、それを記述しなければならない。答弁書副本は、登録官が異議申立人に対して、通常はその受領日から 2 月以内にこれを送達しなければならない。

(2) 答弁書は、規則 48 に記載の異議申立書と同一の方法によりこれを証明しなければならない。

規則 50 異議申立を支持する証拠

(1) 異議申立人は、答弁書の写しを送達されてから 2 月以内又は登録官が請求に基づいて許可することがある後総計 1 月を超えない延長期間内に、自己の異議を支持して提示を希望する宣誓供述書の方式による証拠を登録官に提出するか、又は自己の異議申立を支持する証拠を提出することは希望しないが異議申立書に記載の事実可依拠したい旨を登録官及び出願人に対して、書面をもって通知しなければならない。異議申立人は、本項に基づいて登録官に対して提出する証拠の写しを出願人に対しても送達し、かつ、当該送達について書面をもって登録官に通知しなければならない。

(2) 異議申立人が(1)に掲げた期間内に(1)に基づいて如何なる行動も一切しないときは、その者の異議申立は、放棄されたものとみなされる。

(3) (1)に掲げた 1 月の期間延長の申請は、同項に掲げた 2 月の期間満了前に所定の手数料を添えて、様式 TM-56 によりしなければならない。

規則 51 出願を支持する証拠

(1) 異議申立を支持する宣誓供述書の写しを出願人が受領してから若しくは異議申立人がその異議申立を支持する証拠の提示を希望しない旨の通知の写しを出願人が受領してから 2 月以内に、又は登録官が請求に基づいて許可することがある総計 1 月を超えない延長期間内に、出願人は、自己の出願を支持して提出を希望する宣誓供述書による証拠を登録官に提出し、かつ、その写しを異議申立人に対して送達しなければならない。又はその者は証拠を提出することは希望しないが、答弁書に記載された事実及び/又は当該出願に関連して自己の既に提出済みの証拠可依拠しようとする旨を、登録官及び異議申立人に通知しなければならない。出願人が当該出願に関連して自己の既に提出済みの証拠可依拠する場合は、出願人は異議申立人に対してその写しを送達しなければならない。

(2) (1)に掲げた 1 月の期間の延長申請は、同項に掲げた 2 月の期間満了前に所定の手数料を添えて、様式 TM-56 によりしなければならない。

規則 52 異議申立人による弁駁証拠

出願人の宣誓供述書の写しを異議申立人が受領してから 1 月以内に又は登録官が様式 TM-56 による請求に基づいて許可することがある総計 1 月を超えない延長期間内に、異議申立人は、宣誓供述書による弁駁証拠を登録官に提出することができ、かつ、その写しを出願人に送達しなければならない。この証拠については、弁駁する事項に厳格に限定しなければならない。

規則 53 追加の証拠

追加の証拠は、何れの側に対しても提出してはならないが、登録官に対する何らかの手續においては、登録官は、自己が適当と認めるときはいつでも、出願人又は異議申立人の何れに対しても、証拠を提出することについて、登録官が適当と認める費用又はその他の条件を付して、許可することができる。

規則 54 証拠書類

異議申立において提出された宣誓供述書に対する証拠書類が存在するときは、各証拠書類の写し又は印刷物については、他の当事者の請求に基づいて、かつ、その者の費用により、そ

の者に対して送付しなければならず，又は当該写し若しくは印刷物が便宜に提出できないときは，原本を閲覧に供するため，登録官に提出しなければならない。証拠書類原本は，登録官が別段の指示をしない限り，聴聞において提出しなければならない。

規則 55 書類の翻訳文

書類がヒンズー語又は英語以外の言語によるものであり，かつ，それが異議申立書，答弁書，又は異議申立について提出された宣誓供述書において引用される場合は，ヒンズー語又は英語による認証翻訳文 2 通を提出しなければならない。

規則 56 聴聞及び決定

(1) 証拠が若しあればそれが完成されたとき，登録官は，聴聞の最初の日付を全当事者に通知しなければならない。当該通知は，通常は当該証拠の完成から 3 月以内にしなければならない。聴聞の日付は，最初の通知の日から少なくとも 1 月後の日付でなければならない。最初の通知の受領から 14 日以内に，出席を希望する当事者は，様式 TM-7 により，登録官に対してその旨を通知しなければならない。登録官に対して前記の期間内にその旨を通知しない当事者は，聴聞を受けることを希望しないものとしてこれを取り扱うことができ，登録官は，それに応じて行動することができる。

(2) 聴聞延期の十分な原因が何れの当事者によっても示されないときは，登録官は遅滞なく当該事項を処理することができる。

(3) 出願人が延期された聴聞の日に出席せず，かつ，TM-7 により聴聞に出席する自己の意思を通知しなかったときは，当該出願は，放棄されたものとしてこれを取り扱うことができる。

(4) 異議申立人が延期された聴聞の日に出席せず，かつ，様式 TM-7 により聴聞に出席する自己の意思を通知しなかったときは，当該異議申立は，手続不足によりこれを却下することができ，当該出願は，第 19 条に従うことを条件として登録手続を進めることができる。

(5) 各延期事件においては，登録官は，当該事件の追加聴聞の日を指定しなければならないが，当該延期により発生した費用又は登録官が適当とみなす割増費用に関する命令を発しなければならない。

(6) 当事者の記録に存在する代理人又は弁護士が他の法廷に従事しているとの事実は，延期の理由にならないものとする。

(7) 如何なる理由によるものであっても当該事件に対処する弁護士若しくは代理人の病気又はその無能力が延期理由に挙げられた場合は，登録官は，当該延期の付与を拒絶することができる。ただし，当該弁護士又は場合に応じて代理人が適時に他の代理人又は弁護士を雇用することができなかつた場合は，この限りでない。

(8) 登録官は，当該手続の当事者により抗弁書が提出されたときは，それを記録に留めなければならない。

(9) 登録官の決定は，書面をもって，当事者に通知しなければならない。

規則 57 費用に対する担保

第 21 条(6)に基づいて登録官が要求することができる費用に対する担保は，登録官が適正と認める金額で決定することができ，当該金額は，異議申立手続の如何なる段階にあっても，登録官がこれを更に増額することができる。

登録未了の通知

規則 58 通知をする手続

第 23 条(3)に基づいて登録官が出願人に対してする必要がある通知は、様式 0-1 により、インドにおける主営業所の住所での出願人に対して、又は出願人がインドにおける主営業所を有していないときは願書に記載のインドにおける送達宛先における出願人に対して、これを送付しなければならないが、出願人が出願の目的で代理人に委任しているときは、当該通知は当該代理人に対して、またその副本は出願人に対して、送付しなければならない。当該通知には、登録の完了のため、当該通知の日から 21 日の期間又は登録官が様式 TM-56 による請求に基づいて許可することがある延長期間を指定しなければならない。

登録

規則 59 登録簿への登録

(1) 公報において公告又は再公告された出願について、第 21 条(1)に指定の期間内に異議が申し立てられなかった場合、又は異議が申し立てられたが却下された場合は、登録官は、第 23 条(1)又は第 19 条に従うことを条件として、商標を登録簿に登録しなければならない。

(2) 登録簿における商標登録には、出願日、登録の実際の日付、その登録に係る商品又はサービス、及び 1 又は複数の類、並びに次のものを含み第 6 条(1)により必要とされるすべての明細を明記しなければならない。

(a) 商標の所有者のインドにおける主営業所があればその住所、又は共有商標の場合はインドにおける主営業所を有する商標の共同所有者の住所

(b) 商標の所有者がインドにおける主営業所を有していないときは、その者の本国における住所と共に、登録願書に記載されたその者のインドにおける送達宛先

(c) 共有商標の場合において、共同所有者の何れもインドにおける主営業所を有していないときは、各共同所有者の本国における住所と共に、願書に記載されたインドにおける送達宛先

(d) 所有者について、又は共有商標の場合は登録願書に記載された商標の共同所有者についての取引、事業、専門職、職業の明細、その他の説明

(e) 登録の範囲に対し又は登録により付与される権利に対し影響を及ぼす明細

(f) 第 154 条に基づいてなされた条約国の出願人からの出願に従い付与されるべき条約出願日(若しあれば)

(g) 当該標章が団体標章又は証明標章である場合は、その事実

(h) 当該標章が先の商標又は他の先の権利の所有者の同意を得て第 11 条(4)に従い登録されている場合は、その事実、及び

(i) 商標に関する商標登録局の所轄支局

(3) 登録官は、コンピュータ専門家と協議の上、電子形式による公式記録を維持管理するための指針を随時作成することができる。

規則 60 連合商標

(1) 商標が他の何らかの標章と連合して登録される場合は、登録官は、登録簿において最初

に記載された商標に関連してその商標と連合する標章の登録番号を注記しなければならず、かつ、登録簿において各連合商標に関連してそれらと連合する標章であるとして最初に記載された標章の登録番号も注記しなければならない。

(2) 第 16 条(5)に基づく連合商標として登録された何れかの商標に関して連合を解除する申請は、様式 TM-14 によりこれを行い、当該申請の理由についての陳述を含まなければならない。

規則 61 登録前の出願人の死亡

出願日後であって商標が登録簿へ登録される前に商標登録の出願人が死亡した場合は、登録官は、当該出願人の死亡の証拠及び死亡者の権利の移転の証拠に基づいて、願書において、当該死亡出願人の名称に代わりその者の権利承継人の名称で代替することができ、当該出願については、補正された通りにその後手続を進めることができる。

規則 62 登録証

(1) 第 23 条(2)に基づいて登録官により交付されるべき商標登録証は、事件の状況から必要とされる修正を施した様式 0-2 によるものとし、かつ、登録官は、商標の写しを登録証に添付しなければならない。

(2) (1)にいう登録証は、訴訟又は海外での登録取得のために、これを使用することができない。

(3) 登録官は、所定の手数料を添えた様式 TM-59 による登録所有者の請求に基づいて、登録証の副本又は追加謄本を交付することができる。登録時にその登録願書の様式において正確に示された通りの標章の台紙なしの表示は、当該請求にこれを添付しなければならない。

第 III 章 登録の更新及び回復

規則 63 登録の更新

- (1) 商標登録の更新申請は、様式 TM-12 によりこれをしなければならず、かつ、商標の最後の登録期間の満了前 6 月以内にいつでもこれをすることができる。
- (2) 当該更新申請は、登録商標の所有者又はその代理人である者がこれをすることができる。
- (3) 更新申請に記載の所有者が登録所有者と同一人又は同一法人でない場合は、最後の更新が実施された名義人である登録所有者から現所有者に至る権原の連続性は、裏付けとなる一連の書類と共に宣誓供述書により第 1 審査段階において、これを立証しなければならない。
- (4) 登録官は、裁判所命令又は現所有者の代理で行動する権限についてその他の証拠により支持されるときは、管財人、遺言執行人、遺言管理人などからの更新申請を受理することができる。

規則 64 登録簿からの商標の抹消前の通知

- (1) 商標の最後の登録の期間満了前 1 月以上かつ 3 月以下の日付で、所定の手数料と共に様式 TM-12 による登録の更新申請を受領していないときは、登録官は、登録所有者又は共同登録商標の場合は各共同登録所有者及び若しあれば各登録使用者に対して、それらの者の登録簿に記載されたインドにおける主営業所の住所宛てに、又は当該登録所有者若しくは登録使用者がインドにおける主営業所を有していないときは登録簿に記載されたインドにおける送達宛先に、様式 0-3 による書面をもって、期間満了が現に近接していることを通知しなければならない。
- (2) その登録が(登録の出願日を参照して)更新期日となる標章の場合において、当該標章が更新の期日前 6 月以内の何れかの時に登録されたときは、当該登録は、実際の登録日後 6 月以内に更新手数料を納付してこれを更新することができ、また同期間内に更新手数料が納付されないときは、登録官は規則 66 に従うことを条件として、当該標章を登録簿から抹消しなければならない。
- (3) その登録が(登録の出願日を参照して)更新期日となる標章の場合において、当該標章が更新日後に登録されたときは、当該登録は、実際の登録日後 6 月以内に更新手数料を納付してこれを更新することができ、また同期間内に更新手数料が納付されないときは、登録官は規則 66 に従うことを条件として、当該標章を登録簿から抹消しなければならない。
- (4) 団体標章又は証明商標の登録更新は、第 1 附則に規定された所定の手数料を添えて、様式 TM-12 によりこれをしなければならない。

規則 65 登録簿からの商標抹消の公告

商標の最後の登録期間の満了時に更新手数料が納付されなかったときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができ、かつ、その事実について、公報により遅滞なく公告することができる。

ただし、割増手数料納付の申請が当該商標の最後の登録期間の満了から 6 月以内に様式 TM-10 により第 25 条(3)ただし書に基づいてなされたときは、登録官は登録簿から当該商標を抹消しないものとする。

規則 66 登録の回復及び更新

第25条(4)に基づく商標の登録簿への回復及びその登録の更新の申請は、様式TM-13により、所定の手数料を添えて、当該商標の最後の登録期間の満了から6月後かつ1年以内に、これをしなければならない。登録官は、当該回復及び更新の請求を審査する間、影響を受ける他の者の利害も参酌しなければならない。

規則 67 更新及び回復の通知及び公告

登録の更新、又はその回復及び更新があったときは、その旨の通知を登録所有者及び各登録使用者に送付し、かつ、当該更新、又は当該回復及び更新は、公報によりこれを公告しなければならない。

第 IV 章 譲渡及び移転

規則 68 譲渡又は移転の登録申請

譲渡又は移転により登録商標の権利を取得した者の権原を登録する申請は、その者が単独で又は登録所有者と共同であるかに従って、様式 TM-24 又は TM-23 によりしなければならない。

規則 69 申請書に記載すべき明細

規則 68 に基づく申請には、申請人又は共同申請の場合は登録所有者以外の者が当該商標の権利を有すると主張する根拠となる証書があれば、その完全明細を記載しなければならない。当該証書又はその適法な認証謄本は、申請時に検査のため商標登録局に対してこれを提出しなければならない。登録官は、権原の証拠として検査のため提出される如何なる証書についてもその認証謄本を要求し、かつ、保有することができる。

規則 70 申請に添付する事情陳述書

規則 68 に基づく権原登録の申請人が本質的にその者の権原の証拠を提供することができる何らかの書類又は証書に基づいて自己の主張を立証しない場合は、当該申請人は、登録官が別段の指示をしないう限り、当該申請の時に又は申請と共に、商標の所有者である旨の自己の主張の基礎になっている事実の完全な明細を明らかにし、かつ、当該商標が自己に譲渡又は移転された旨を示す事情を陳述しなければならない。登録官の要求があるときは、様式 TM-18 による宣誓供述書により、当該陳述を証明しなければならない。

規則 71 権原の証拠

登録官は、登録商標の所有者として登録されることを申請する者に対して、登録官が納得するために必要とする権原の証拠又は追加の証拠を提出するよう要求することができる。

規則 72 証書の没収

登録官がある者の権原の証拠として提出された証書が適正に又は十分に印紙が貼られていないと認めるときは、登録官は、1899 年インド印紙法(1899 年法律第 2 号)第 IV 章により規定された方法により、当該証書を没収し、かつ、それを処分しなければならない。

規則 73 インド国外への金銭移転を含む譲渡

インド国外への金銭の移転を規制する法律が現に有効に存在するときは、登録官は、当該移転を伴う譲渡による商標の権利取得者の権原を、当該移転について当該法律に規定された当局の許可書の提出があるときを除き、登録してはならない。

規則 74 営業権と共にしない商標の譲渡の公告に関する登録官の指示の申請

(1) 第 42 条に基づく指示の申請は、様式 TM-20 により行い、かつ、譲渡がなされた日付を記載しなければならない。当該申請書には、登録商標の場合は当該登録の明細を記載し、未登録標章の場合は当該標章を表示し、かつ、営業権と共に譲渡された未登録標章の使用人も含む明細を記載しなければならない。登録官は、如何なる証拠又は追加の情報も要求することができるものとし、各種の事項に関して納得したときは、当該譲渡の公告に関して、書面を

もって、指示を発出しなければならない。

(2) 登録官は、第 41 条が適用される事件における当該申請についての審査を拒絶することができる。ただし、同条に基づいて登録官の許可を取得し、かつ、登録官の許可の告示を特定する言及が当該申請書に含まれている場合は、この限りでない。

(3) (1)に掲げた申請ができる期間の延長申請は、様式 TM-21 によりこれをしなければならない。

規則 75 営業権と共にしない譲渡の登録申請

何らかの商品又はサービスに係る商標の譲渡に関する規則 68 に基づく申請には、

(a) 当該商標が、それら商品又はサービスの何れかの営業に使用されていたか又は使用されたか否か、及び

(b) 当該譲渡が、当該営業の営業権と共にする以外でされたか否か、

について記載しなければならない。かつ、両状況が存続していたときは、出願人は、規則 74 に基づく申請により取得した、譲渡を公告すべき旨の指示書の謄本、及び登録官の指示が遵守されたことを立証するため、登録官が必要とする公告の謄本又はその他を含む証拠を商標登録局に対して提出しなければならない。登録官が当該指令は順守されたと納得しないときは、登録官は、当該出願の手続を進めてはならない。

規則 76 分離登録

規則 68 に基づく申請に従い、かつ、登録商品若しくはサービスの分離分割、又は場所若しくは市場の分離分割の結果として、異なる者が後続の商標の所有者として同一登録番号に基づいて別個に登録されたときは、結果として生じたそれら異なる者の名義での各分離登録は、法のすべての目的で、分離登録とみなされる。

規則 77 一定の譲渡及び移転に関する登録官の証明書又は許可

第 40 条(2)に基づき登録官の証明書、又は第 41 条に基づき登録官の許可の告知書を入手しようとする者は、様式 TM-17 又は場合に依りて様式 TM-19 による申請書と共に、状況を記述した事情陳述書 2 通、及び当該譲渡若しくは移転を実施する証書又は提議された証書の謄本を登録官に送付しなければならない。登録官は、自らが必要と認める証拠又は追加の情報を要求することができるものとし、また当該事情陳述書については、必要なときはすべての関係状況を含めるようこれを補正し、かつ、必要なときは宣誓供述書によりこれを証明しなければならない。登録官は、申請人及びその他登録官が当該移転に利害関係があると認める者を聴聞(それが必要なとき)した後、当該事項を審査し、それについての証明書又はその許可若しくは場合に依りて不許可についての告知書を申請人に交付しなければならない。かつ、当該他の者に対してもその旨を通知しなければならない。事情陳述書を補正するときは、その最終様式の 3 通を商標登録局に提出しなければならない。登録官は、その最終様式の当該事情陳述書の 1 通に証印を押捺して、証明書又は告知書としなければならない。

規則 78 譲渡の明細の登録簿への登録

登録官が本法に基づいて商標の譲渡を許可した場合は、譲渡について次の明細が登録簿に登録されるものとする。すなわち、

- (i) 譲受人の名称及び住所
- (ii) 譲渡の日付
- (iii) 譲渡が標章についての何らかの権利に関する場合は、譲渡された権利の説明
- (iv) 当該譲渡がなされた基礎、及び
- (v) 登録簿に登録がなされた日付

規則 79 第 46 条に基づく法人への譲渡の登録

第 46 条(4)の適用上、法人が規則 68 に基づいてする申請により登録商標の後の所有者として登録することができる期間は、公報による当該商標登録の公告の日から 6 月とし、又はその延長を許可することができる期間前若しくはその期間中の何れかの時に権原登録の申請人若しくは場合に応じて登録所有者から様式 TM-25 による申請があったときは登録官が許可することがある 6 月を超えない延長期間とする。

第V章 登録使用者

規則 80 登録使用者としての登録申請

(1) 第49条に基づいてある者を登録商標の登録使用者として登録することを求める登録官への申請は、その者及び当該商標の登録所有者が共同して、様式 TM-28 によりこれを行い、かつ、次の書類を添付しなければならない。

(a) 登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間で締結された商標の許諾使用に関する契約書又はその認証謄本

(b) (a)に掲げた登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間で締結された商標の許諾使用に関する契約書において記載された書類及び通信記録(若しあれば)又はその認証謄本

(2) 登録所有者による又はその者の代理で行動することを登録官の納得する程度まで委任された者による宣誓供述書であって、次の事項を含む書類の真実性を証言したのもまた、申請書と共に、提出しなければならない。

(a) 第49条(1)(b)により必要とされる明細及び陳述

(b) 若しあれば、登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間の正確な関係。例えば、それらの者の関係が親会社と子会社としてのものか否か、又はそれらの者の事業の間に共通の支配があるか否か

(c) 申請の対象である商標が登録所有者により業として申請日前に使用されたことがあるか否か、若しあれば当該使用の量及び期間に関する明細と共に、登録所有者が扱っている商品又はサービスに関する陳述

(3) 登録所有者及び登録使用者として登録を受けようとする者はまた、登録官により本件について求められる他の書類、証拠及び情報を提出しなければならない。

(4) (1)(a)に掲げた契約書の日付から6月以内に申請しない限り、申請は、一切受理されないものとする。

(5) (1)に含まれる如何なる規定にも拘らず、登録使用者としての2以上の登録申請が、同一契約に包含された商標に関して同一の登録所有者及び同一の登録使用者としての登録を受けようとする者によりなされた場合は、(1)に掲げた書類は、申請書の何れか1と共にこれを提出することができ、かつ、他の1又は複数の申請書において当該書類への相互参照を記載することができる。

規則 81 契約書に記載すべき明細

規則 80(1)(a)にいう契約書には、

(a) 第49条(1)(b)(i)から(iv)までに規定される明細を記述し、

(b) 商標の許諾使用について登録使用者としての登録を受けようとする者が登録所有者に対して支払うべきロイヤルティ及びその他の報酬に関する条件を開示し、

(c) 当事者間の関係又は登録所有者による許諾使用に対する支配が終結したときに許諾使用を終了させる方法を規定し、また

(d) 登録商標が、登録使用者として登録を受けようとする者により、自己の商品又はサービスで輸出向け商品又はサービス以外のものに使用されるときは、当該商標にはそれが許諾使用の方式によってのみ使用されていることを明確に表示すべき旨の条件を含まなければならない

ない。

規則 82 登録官による審査

登録官は、第 49 条(2)に基づいて、申請書及び添付書類が法及び規則の関係規定及び第 49 条(1)(b)(i)から(iv)までに規定される事項を遵守していることに納得するときは、その旨納得する商品又はサービスについて登録使用者として登録を受けようとする者を登録しなければならない。

規則 83 申請を拒絶し又は条件付で受理する前の聴聞

(1) 登録官は、条件、制限若しくは限定付で申請を受理すべき旨を提議する場合は、申請人に対して書面をもって通知しなければならない。当該通知書には、登録官が当該命令を発しようとする理由を記載し、かつ、申請人に対して、聴聞を受ける権利がある旨を通知しなければならない。

(2) (1)に掲げた通知の受領から 1 月以内に、登録所有者及び登録使用者として登録を受けようとする者が聴聞を申請しない限り、登録官は、当該申請を拒絶し又は場合に応じて条件付で受理することができる。

(3) 登録所有者及び登録使用者としての登録を受けようとする者が聴聞を申請したときは、登録官は 2 月以内の聴聞の日時を指定し、指定した日時については、1 月以上の予告をもって通知しなければならない。

(4) 登録所有者及び登録使用者の登録を受けようとする者を聴聞の後、登録官は、当該申請について受理若しくは拒絶すべき旨又は条件付で受理すべき旨を決定しなければならない。

(5) 登録官は、当該申請に関する自己の命令については、書面をもって申請人及び若しあれば当該標章の他の登録使用者に対して、これを通知しなければならない。

規則 84 登録簿への登録

(1) 登録官が第 49 条(2)に基づいて登録使用者としての登録申請を受理したときは、登録官は、登録使用者の登録を受けようとする者を登録使用者として登録しなければならない。

(2) 登録簿への登録使用者の登録は、登録使用者の登録の申請がなされた日を記載し、その日をもって、当該登録記載の者の登録使用者としての登録日とみなす。当該登録には、第 49 条(1)(b)(i)から(iv)までに掲げた明細及び陳述に加え、登録使用者の名称、説明、及びインドにおける主営業所もまた記載し、登録使用者がインドにおいて営業していないときは、インドにおける送達宛先を記載しなければならない。

規則 85 登録はインド国外への送金許可を意味しないこと

商標の登録使用者としての登録は、契約が前記の商標の使用についての対価として何らかの金銭のインド国外の場所への移転に係る限り、当該契約の許可を意味するものとはみなされない。

規則 86 登録使用者としての登録の告示

登録使用者としての登録の書面による告示は、登録官により商標の登録所有者、登録使用者、及びその名称が同一商標に関して登録されているその他の各登録使用者に対して送付され、

かつ、登録簿における各登録から3月以内に公報にも記載されるものとする。

規則 87 登録を変更すべき旨の登録所有者の申請

商標の登録所有者が第50条(1)(a)に基づいてする商標の登録使用者の登録変更についての申請は、様式 TM-29 によるものとし、それをする理由についての陳述書、及び当該登録使用者が同意する場合は、登録使用者の同意書を添付しなければならない。

規則 88 登録使用者の登録の取消

(1) 第50条(1)(b)から(d)までに基づく登録使用者の登録の取消申請は、様式 TM-30 又は場合に応じて様式 TM-31 によりこれをするものとし、それをする理由についての陳述書を添付しなければならない。

(2) 第49条(1)(b)(iv)に従い、一定期間についての登録使用者の登録の場合は、登録官は、当該期間の終了時には当該登録使用者の登録を取り消さなければならない。商品又はサービスの一部又は全部が登録商標に係る商品又はサービスから削除される場合は、登録官は、同時に、当該商品又はサービスが含まれている商標の登録使用者の指定からも、それらを削除しなければならない。登録官は、本項に基づく各取消又は削除については、それにより許諾使用が影響を受ける登録使用者及び当該商標の登録所有者に対して、これを通知しなければならない。

規則 89 登録使用者に関する情報を要求する登録官の権限

登録官は、いつでも書面をもってする通知により、第51条(1)に基づいて情報を提供すべき旨を登録所有者に対して要求し、かつ、同条(2)に従い処置をとることができる。

規則 90 登録事項を変更するか又は登録を取り消す申請の手続

(1) 登録官は、第50条に基づき申請について商標の登録所有者及び各登録使用者(何れの場合も申請人でない者)に対して、書面をもって通知しなければならない。

(2) (1)に基づいて通知された者であって手続に参加しようとする者は、当該通知の受領から1月以内に様式 TM-32 により、登録官に対してその旨を通知し、かつ、それと共に参加の理由についての陳述書を送付しなければならない。その際、登録官は、当該通知書及び陳述書の写しを他の当事者、すなわち、申請人、登録所有者、その登録が当該手続の主題である登録使用者、及びその他参加する登録使用者に対して、送達し又は送達させなければならない。

(3) 第50条に基づいてされた申請の場合は、申請人及び(1)に基づいて通知を受けた何人も、登録官が指定することがある1又は複数の期間内に、自己の事件を支持する証拠を提出することができ、登録官は、当事者に対して聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請を受理若しくは拒絶することができ、又は登録官が課することを適正と認める条件、補正、修正、若しくは限定を付して当該申請を受理することができるものとし、その旨を当事者に対して、書面をもって通知しなければならない。

(4) 第50条(1)(a)に基づいて何らかの登録を変更する申請又は第50条(1)(c)(i)から(iv)までに掲げた何れかの理由により登録を取り消す申請の場合は、登録官は、当該申請を様式 TM-32 による通知及び提出された事情陳述書と共に審査し、かつ、当事者に対して書面をもってその旨を通知しなければならない。

規則 91 登録使用者の申請

第 58 条(2)に基づく申請については、適当と認められる様式 TM-16 ,TM-33 ,TM-34 ,又は TM-50 により、登録使用者が又は登録使用者の名義で行動する資格があると登録官を納得させることができる者が、これをしなければならず、かつ、登録官は、宣誓供述書又はその他により当該申請がされる状況に関して適当と認める証拠を要求することができる。

第 VI 章 登録簿の更正及び訂正

登録簿の変更又は更正

規則 92 登録簿から商標を更正又は抹消する申請

登録簿における商標又は団体標章若しくは証明商標に関する登録の実施，削除，又は変更についての第 47 条，第 57 条，第 68 条又は第 77 条に基づく登録官に対する申請は，様式 TM-26 又は場合に応じて様式 TM-43 により 3 通で行い，申請人の権利の内容，申請人が基礎とする事実，及び求める救済措置を完全に記述した陳述書 3 通を添付しなければならない。申請が当該商標の登録所有者ではない者によりされる場合は，前記の申請書及び陳述書は，商標登録局に対して 3 通を提出しなければならない。登録使用者が存在する場合は，当該申請書及び陳述書には，存在する登録使用者と同数の写しを添付しなければならない。申請書及び陳述書の各 1 通は，登録官により，通常は 1 月以内に登録所有者，各登録使用者，及び登録簿から当該商標に利害関係があると認められるその他の者に送付されなければならない。当該申請は，異議申立の証明のための規則 48 に基づいて所定の方法によりこれを証明しなければならない。

規則 93 追加の手続

登録所有者は，規則 92 に掲げた申請書の写しの受領から 2 月以内又は総計 1 月を超えない延長期間内に，登録官に対して，様式 TM-6 により，当該申請を争う理由についての答弁書 3 通を送付しなければならず，登録所有者がそうするときには，登録官は，答弁書の受領から 1 月以内に当該答弁書の写しを申請人に対して送達しなければならない。規則 50 から規則 57 までの規定は，その後，当該申請についての追加の手続に準用する。ただし，登録官は，当該答弁書提出の遅延が故意であり，当該事件の状況により正当化されないと納得しない限り，登録所有者が答弁書を提出しなかったとの理由のみでは，登録簿を更正し又は登録簿から商標を抹消してはならない。疑義のある場合は，何れの当事者も登録官に対して指示を申請することができる。

規則 94 第三者による参加

登録所有者以外であって，規則 92 に基づいて行った申請に係る登録商標に利害関係を主張する者は何人も，様式 TM-27 により，自己の利害関係の内容を記述して，参加する許可を申請ことができ，登録官は，(その必要があるときは)関係当事者を聴聞した後，当該許可を拒絶することができ，又は登録官が賦課することを適当と認める費用についての担保に関する誓約若しくは条件を含む諸条件を付して，当該許可を与えることができる。

規則 95 登録官の職権による登録簿の更正

(1) 登録官が第 57 条(4)に基づいてしなければならない通知は，書面をもって，登録所有者，若しあれば各登録使用者，及び登録簿から当該商標に利害関係を有すると認められるその他の者に対して送付しなければならない。当該通知には登録官が登録簿を更正しようと提議する理由を記載しなければならず，かつ，当該通知の日から 1 月以上の，聴聞の申請をすべき期間も指定しなければならない。

(2) 前記の通知で指定された期間内に、通知を受けた者が当該通知書に記載された理由に対抗するため、依拠する事実を完全に記述した陳述書を登録官に対して送付し又は聴聞を申請しない限り、その者については、当該手続に参加を希望しないものとして取り扱うことができ、登録官は、それに応じて行動することができる。

(3) 登録官が登録簿を更正することを決定したときは、自己の決定は、書面をもって、登録所有者及び若しあれば各登録使用者に対して、これを通知しなければならない。

住所の変更

規則 96 登録簿における住所の変更

(1) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、インドにおける主営業所の住所若しくは場合に応じて本国の住所が変更された結果登録簿における登録が不正確になる者は、登録官に対して、登録簿における住所の適切な変更を行うよう様式 TM-34 により遅滞なく請求しなければならない。登録官は、当該事項について納得するときは、それに応じて登録簿を変更しなければならない。

(2) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、インドにおけるその送達宛先が、登録済み住所の廃止又はその他により変更になり、その結果、登録簿における登録が不正確となった者は、登録官に対して、登録簿における住所の適切な変更を行うよう様式 TM-50 により遅滞なく請求しなければならない。登録官は、当該事項について納得するときは、それに応じて登録簿を変更しなければならない。

(3) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、インドにおけるその主営業所の住所若しくはインドにおけるその送達宛先が当局により変更され、その結果、変更された住所が登記簿に記載されたものと同一場所を表示することになる者は、登録官に対して、様式 TM-34 又は場合に応じて様式 TM-50 により、前記の請求をすることができるものとし、そのようにするときは、当該請求と共に、前記の当局により交付された変更証明書を提出しなければならない。登録官は、当該事件の事実に関して納得するときは、それに応じて登録簿を変更しなければならないが、規則 11(2)又は規則 12(2)の規定にも拘らず、当該様式については、如何なる手数料の納付も要求してはならない。

(4) (i) 登録所有者が (1), (2), 又は(3)に基づく請求をする場合は、請求書の写しを、若しあれば登録使用者に送達し、かつ、登録官にその旨を通知しなければならない。

(ii) 前記の請求が登録使用者によりされる場合は、登録使用者は、請求書の写しを登録所有者及び若しあれば他の各登録使用者に送達し、かつ、そのようにした旨を登録官に通知しなければならない。

(5) 2 人以上の商標の登録所有者又は登録使用者のインドにおける送達宛先として登録簿に登録された、ある者の住所の変更の場合は、登録官は、前記の住所が当該請求人の住所であるとの証拠に基づいて、かつ、請求の受理が正当なものであると納得するときは、当該事件に適合するよう補正した様式 TM-50 により、当該様式にその明細を記載した数件の登録における送達宛先とする前記の者の住所の登録の適切な変更を求める前記の者からの請求を受理することができ、かつ、それに応じて登録事項を変更することができる。

(6) 様式 TM-50 による本条規則に基づくすべての請求書については、登録所有者若しくは場合に応じて登録使用者、又は当該請求を目的として登録所有者又は登録使用者により明確に

委任された代理人が署名しなければならない。ただし、異例の状況下において登録官が別段の許可をした場合は、この限りでない。

登録簿の訂正

規則 97 登録簿の訂正の申請

訂正、変更、取消、若しくは商品若しくはサービスの削除による登録簿の変更又は覚書の登録について第 58 条(1)に基づいて申請がされた場合は、登録官は、申請人に対して、当該申請のされた状況に関して登録官が適当と認める宣誓供述書その他による証拠を提出するよう要求することができる。当該申請は、適当と認められる様式 TM-16, TM-33, TM-34, TM-35, TM-36, 又は TM-50 によりこれを行い、その写しは申請人が、若しあれば当該商標の登録に基づく登録使用者、及び登録簿から当該商標に利害関係を有すると認められるその他の者に対して、これを送達しなければならない。

規則 98 登録商標の変更

何人かが第 59 条に基づいて自己の登録商標について付記又は変更の許可を申請する場合は、様式 TM-38 による書面をもって申請し、そのような付記又は変更を施した状態での標章を 5 通提出しなければならない。当該申請書の写し及び補正又は変更を施した標章の写しについては、申請人が、若しあれば各登録使用者に対して、これを送達しなければならない。

規則 99 決定及び異議申立等の前の公告

(1) 登録官は、申請を審査し、登録官にとり便宜と認めるときは、決定の前に公報により当該申請を公告しなければならない。

(2) 何人も、(1)に基づく公告の日から 3 月以内又は登録官が認める総計 1 月を超えない延長期間内に、様式 TM-39 により当該申請に対して異議申立書を提出することができ、かつ、それと共に異論の陳述書も送付することができる。当該異議申立書及び若しあれば当該陳述書は、3 通を送付しなければならない。当該商標の登録に基づく登録使用者が存在する場合は、当該異議申立書及び陳述書には、存在する登録使用者と同数の写しも添付しなければならない。当該異議申立書及び陳述書の写し各 1 通は、登録官が、登録所有者及び若しあれば各登録使用者に対して遅滞なく送付しなければならず、登録所有者は、当該写しを受領してから 2 月以内に、様式 TM-6 により、異議を争う理由についての答弁書 3 通を登録官に送付しなければならない。登録所有者が当該答弁書を送付したときは、登録官は、通常はその写しを異議申立人に対して 1 月以内に送達するものとし、規則 50 から規則 57 までの規定を、異議申立についてのその後の手続に準用する。ただし、登録官は、答弁書提出の遅延が故意であり、事件の状況により正当化されないと納得しない限り、登録所有者が答弁書を提出しなかったとの理由のみでは、当該申請を拒絶してはならない。疑義のある場合は、何れの当事者も登録官に対して指示を申請することができる。

(3) (2)に規定された期間内に異議がないときは、登録官は、申請人の希望があれば申請人を聴聞した後、当該申請を許可し又は拒絶しなければならず、かつ、その決定については、書面をもって、申請人にこれを通知しなければならない。

規則 100 決定，公告，告示

登録官が申請を許可することを決定したときは，それに応じて登録簿における商標を変更し，当該商標が変更された旨の告示を公報に記載しなければならない。当該申請が規則 99 に基づいて公告されなかったときは，登録官は，変更された商標も公報により公告しなければならない。

現存登録に係る商品の再分類

規則 101 現存登録に係る再分類

(1) 第 4 附則に規定された分類についての改正時には，商標の登録所有者は，その者の商標に関する指定を改正された分類に適合させるため，様式 TM-40 により当該指定の変更を登録官に申請することができる。申請書には，当該登録に基づく登録使用者に係る指定の同様の変更請求も含めなければならない。登録所有者は，当該申請書の写しを当該商標の若しあれば 1 又は複数の登録使用者に対して，送達しなければならない。

(2) 登録官は，そこで，登録簿の提案された変更の結果として登録簿の補正をすべきと登録官が認める方式を示した提議を，登録所有者及び若しあれば 1 又は複数の登録使用者に書面をもって通知しなければならない。同一日付を有し，かつ，改正され若しくは代替された分類に基づいて同一類に該当する商品又はサービスに係る 2 以上の商標登録は，本条規則に従う変更があるときは，これらを統合することができる。

(3) (2)に掲げた提議は，公報により公告しなければならない。

(4) 当該提議に対する異議申立書は，様式 TM-41 により 3 通で，当該公告の日から 3 月以内又は総計 1 月を超えない延長期間内に，これを提出するものとし，提議された補正が第 60 条(1)の規定に如何に違反するかを示す陳述書 3 通を添付しなければならない。当該商標の登録に基づく登録使用者が存在する場合は，当該申立書及び陳述書にはまた，存在する登録使用者と同数の写しも添付しなければならない。登録官は，当該申立書及び陳述書の写し各 1 通を登録所有者及び若しあれば各登録使用者に対して 2 月以内に送付しなければならない。また登録所有者は，当該写しを登録所有者が受領してから 2 月以内に，登録官に対して様式 TM-6 により，当該異議申立を争う理由を完全に記述した答弁書 3 通を送付することができる。登録所有者が当該答弁書を送付したときは，登録官は，その写しを 2 月以内に異議申立人に送達しなければならない。異議申立の処分についてのその後の手続は，規則 50 から規則 57 までの規定を準用して規制する。疑義のある場合は，何れの当事者も登録官に対して指示を申請することができる。

(5) (4)に規定された期間内に如何なる異議申立もないとき，又は異議申立のある場合において指定の変更が許可されたときは，許可された提議については，公報によりこれを公告しなければならない。すべての必要な登録は，登録簿にしなければならない。登録簿に当該登録がされた日付は，登録簿に記録されるものとする。本項に従い登録簿にされた登録は，第 25 条に基づく登録更新の日に対して影響を及ぼさず，当該更新は，変更の許可前と同一の方法により，決定されるものとする。

第 VII 章 雑則

規則 102 地理的表示と抵触する商標登録の拒絶又は無効

登録商標の拒絶又は無効を求める，様式 TM-73 又は場合に応じて様式 TM-74 による請求は，利害関係人が事情陳述書を添え宣誓供述書と共に登録官に対して，これを行うことができ，この場合，当該登録商標は，次に該当するものをいう。

(a) ある商品について商標における地理的表示の使用が当該商品の真正な原産地に関して公衆に混同又は誤認を生じさせる虞があるときに，当該地理的表示が表示するある国の領域又は同領域の地方若しくは地区に出所を有していない商品に関する地理的表示を含み又はそれから成るもの

(b) 1999 年商品の地理的表示(登録及び保護)法(1999 年法律第 48 号)第 22 条(2)に基づいて告示された商品，又は商品の 1 又は複数の類を特定する地理的表示を含み又はそれらから成るもの

規則 103 第 18 条(2)に基づく単一出願

(1) 異なる類の商品又はサービスについて商標の登録出願を第 18 条(2)に基づいてする場合は，それに含まれる指定商品又はサービスについて最小番号に始まる連続番号順にすべての類を記述し，かつ，各類において当該の類に適切な商品又はサービスを表示しなければならない。

(2) 商標登録の原出願に含まれた指定商品又はサービスがそれらの該当しない第 4 附則の 1 又は複数の類に及んでいるときは，登録官は，様式 TM-16 により，分類の誤りを訂正するよう要求しなければならない。

(3) 第 18 条(2)に基づいてなされた出願は，公告すべき旨を命じられたときは，公報の別個の部分において，これを公告しなければならない。

(4) 登録官は，第 18 条(2)に基づいてなされた出願であって登録に至ったものに関しては，単一登録証を交付しなければならない。

規則 104 分割出願

(1) 単一係属出願の分割について第 22 条ただし書に基づいて様式 TM-53 により出願がなされた場合は，当該出願は，分割手数料及び当該分割に従い適切な分類手数料を納付して，これを 2 以上の別個の出願に分割しなければならない。

(2) 出願人は，様式 TM-53 により，登録前にはいつでも登録官に対して，各分割について指定商品又はサービスを表示して，自己の原登録出願の，2 以上の出願への分割(分割出願)を請求することができる。登録官は，各分割出願を原出願と同一出願日を有する別個の登録出願として取り扱うものとする。

(3) 1 類の全部でない一部の商品又はサービスを分割する請求の場合は，分割により生じる別個の出願について分割手数料を納付しなければならない。分割時に原出願に関して出願人が行う何らかの行為の期限は，当該分割の日付に拘らず，分割により生じた各々の新たな別個の出願に適用することができる。

(4) 分割の請求に必要な手数料が添えられていないか又は他の点において瑕疵があるときは，登録官は，出願人に対して当該瑕疵について通知しなければならない。出願人は 30 日以内に

当該瑕疵を訂正することができる。出願人が規定の期間内に当該瑕疵を訂正しないときは、その請求は放棄されたものとみなし、当該出願は、その請求を顧慮することなく、更に手続を進めるものとする。

(5) 登録官は、出願分割の請求を受領した場合は、別個の新たな1又は場合に依りて複数の出願番号を割り振らなければならない、かつ、それは原出願と相互参照されるものとする。当該別個の1又は複数の追加出願には原出願と同一出願日を割り振らなければならない。

(6) 疑義を払拭するため、単一出願が分割されるときは、新たな登録は一切実施されないことを明確にする。逆に、既に提出された願書は、個別のファイルに単に分離され又は分割されるに過ぎない。

規則 105 期間の延長

(1) (法に明確に規定された期間でなく又は規則 79 若しくは規則 80(4)により定められた期間でなく、又は本規則に延長について規定されている期間でもない期間についての)第 131 条に基づく期間の延長申請は、様式 TM-56 によりこれをしなければならない。

(2) (1)に基づく申請があった場合において、登録官は、状況により申請された期間延長は正当化されるものと納得するときは、最大期間が定められている本規則の規定及び賦課することが適当と認められる条件に従い、期間を延長し、かつ、その旨を当事者に対して通知することができる。当該延長については、申請した対象の行為をなし又は手続を取る期間が既に満了していても、なおこれを付与することができる。

規則 106 登録官の裁量権の行使

第 128 条に基づいて聴聞を受ける機会を得る資格を有する者が聴聞を要求する選択権を行使すべき期間は、法又は本規則に別段の明示した規定がない限り、登録官がその者の聴聞を受ける資格がある事項について決定する前に、その者に対してする通知の日から1月とする。その者が当該1月以内に聴聞を受ける必要があるときは、登録官は、聴聞の日を指定し、かつ、それについて10日の予告をもって通知しなければならない。

規則 107 決定の通知

法又は本規則により付与された何らかの裁量権の行使による登録官の決定は、影響を受ける者に対して、これを通知しなければならない。

規則 108 手続上の不備の補正及び訂正

(1) 商標についての書類、図面、又はその他の表示は、これを補正することができ、かつ、登録官が何人の利害も害することなく取り除くことができると認める手続上の不備は、登録官が適当と認めるときは、登録官が指示する条件を付して、これを訂正することができる。

(2) 登録官は、法の様式要件に適合させるため、商標の出願、表示、若しくはその他の書類についての補正、又はそれに対する何らかの事項の付記を要求することができる。

規則 109 別段の規定のない指示

登録官は、ある者が行為をなし、書類を提出し、又は証拠を提出することが、法又は本規則により規定されていないが、法又は本規則に基づく手続の遂行又は完了のため必要と認める

場合は、書面をもってする通知により、当該通知において指定した当該行為をなし、当該書類を提出し、又は当該証拠を提出するようその者に対して要求することができる。

規則 110 第 115 条(4)に基づく登録官の意見

(1) 第 115 条(4)ただし書に基づいて登録官にその意見を求めてある事項が付託された場合は、当該意見は、密封の上当該通知の受領から 7 就業日以内に、これを付託当局に対して送付しなければならず、登録官は、そのように付託された事項については完全な秘密保持を保証しなければならない。

(2) 本条規則に基づく意見は、登録官又は第 3 条(2)に基づいてこの目的で特に授権された係官により提示され、当該受任係官の名称は、公報により公告されるものとする。

聴聞

規則 111 聴聞

(1) 告示日以後に登録出願がされた商標に関して、法及び本規則に基づく出願及び手続は、聴聞が必要となった場合は、第 18 条(3)に基づいて当該出願がされた商標登録局の支局において、又は当該支局の管轄地域内にあり登録官が適正と認める場所において、聴聞を受けるものとする。

(2) 告示日現在、登録出願が登録官に係属している商標に関して、当該出願又は法及び本規則に基づく手続に係る聴聞があれば、商標登録局の所轄支局において又は当該所轄支局の管轄地域内にあり登録官が適正と認める場所において、聴聞を行うものとする。

(3) 告示日現在、商標登録簿に登録されている商標に関して、法及び本規則に基づく手続に係る聴聞があれば、商標登録局の所轄支局又は当該所轄支局の管轄地域内にあり登録官が適正と認める場所において、聴聞を行うものとする。

(4) 登録官の権限を行使して法又は本規則に基づいて何らかの事項を聴聞した係官が、それについての命令を留保したが、命令を発し又は決定を下す前に、商標登録局の 1 役職から他の役職に異動し、又は他の地位に復職した場合は、当該係官は、登録官が指示するときは、なお引き続き当該事項を聴聞した商標登録局の支局における係官であるものとして、命令を発し又は決定を下すことができる。

登録官による費用の裁定

規則 112 争われない事件における費用

本規則に基づいて適法に提起された異議申立が出願人により争われないときは、登録官は、異議申立人に対して費用を裁定すべきか否かを決定するに当たり、異議申立がなされる前に合理的な通知が異議申立人から出願人に対して行われていれば手続が回避できた筈であったか否かについても、審査しなければならない。

規則 113 規則 112 に対する例外

規則 112 における如何なる規定にも拘らず、第 1 附則の記載番号 12、記載番号 14、及び記載番号 15 に基づいて明示された手数料に係る費用、並びに手続に使用された宣誓供述書に使用

し貼付されたすべての印紙類に係る費用は、当該事例に従うものとする。

規則 114 費用の規模

規則 112 及び規則 113 の規定に従うことを条件として、登録官に対するすべての手続において、登録官は、法による別段の明示した規定がない限り、第 6 附則に基づいて当該事項に対して許容される額を超えない費用であって、登録官が事件のすべての状況に照らして合理的と認めるものを裁定することができる。

登録官による決定の審査

規則 115 登録官の決定についての審査の申請

第 127 条(c)に基づく登録官の決定の審査を求めて登録官に行う申請については、様式 TM-57 により、当該決定の日から 1 月以内又は登録官が請求に基づいて許可するその後 1 月を超えない延長期間内に、これを行い、審査を求める理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該決定が出願人に加え他の者にも関係する場合は、当該申請書及び陳述書は 3 通で提出し、登録官は、当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の者に対して遅滞なく送付しなければならない。登録官は、当事者に対して聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請について、拒絶することができ、又は無条件で又は登録官が適当と認める条件若しくは限定の何れかを付して、許可することができる。

宣誓供述書

規則 116 宣誓供述書の様式等

(1) 法及び本規則により商標登録局に提出するか又は登録官に対して提供する必要がある宣誓供述書については、第 2 附則に別段の規定がない限り、当該宣誓供述書が関係する事項の冒頭に標題を付し、一人称で起草し、かつ、連続番号を付した段落に分割しなければならない。また各段落は、でき得る限り、1 主題に限定しなければならない。各宣誓供述書には、宣誓供述人の供述及び真正な住所を記載しなければならない。提出者の名称及び住所を掲載し、かつ、何人の代理人として提出されるものであるかも記載しなければならない。

(2) 2 人以上の者が共同で供述するときは、各人は、自己の知識の範囲内の事実を個別に証言し、かつ、それらの事実については、別個の段落に記載しなければならない。

(3) 宣誓供述については、次の者の面前でしなければならない。

(a) インドにおいては、証拠を受理する法的権限を有する裁判所若しくは者の面前、又は前記の裁判所により宣誓を執行し若しくは宣誓供述をさせる権限を付与された公務員の面前

(b) インド国外の国又は場所においては、1948 年外交官(宣誓及び手数料)法(1948 年法律第 41 号)の趣旨における当該国若しくは場所に駐在の外交官若しくは領事館員の面前、当該国若しくは場所の公証人の面前又は判事の面前

(4) 面前での宣誓供述をさせる者は、宣誓供述がされた日付及び場所を記載し、それに対して、その者の印章があれば印章を、又はその者が配属されている裁判所の公印を押捺し、かつ、その末尾にその者の名称を署名し、役職を記載しなければならない。

(5) (3)に基づいて宣誓供述をさせる権限を付与された者の印章又は署名を押捺し又は書き

入れたとされる宣誓供述書は、その者の面前で宣誓された証言として、登録官が、その者の印章若しくは署名又は公的資格の真実性についての証拠なしで、これを承認することができる。

(6) 変更及び行間書入は、供述が宣誓され又は確認される前に、面前での宣誓供述をさせた者の名称の頭文字により、これを認証しなければならない。

(7) 宣誓供述人が文盲、盲目、又は宣誓供述が書かれた言語に不案内であるときは、宣誓供述執行人の面前で当該宣誓供述人に対して宣誓供述を読み聞かせ、翻訳し、又は説明した旨、当該宣誓供述人が宣誓供述を完全に理解したように認められた旨、及び宣誓供述執行人の面前で当該宣誓供述人が署名又は標章を付した旨の宣誓供述執行人による証明を結句に記載しなければならない。

(8) 法又は本規則に基づく何らかの手續に関連して登録官に提出される各宣誓供述書には、現に有効な法律に基づいて適法に印紙を貼らなければならない。

公衆による書類の閲覧

規則 117 書類の閲覧

第 148 条(1)に掲げた書類は、商標登録局の本局において、閲覧に供せられるものとする。登録簿の謄本、及び第 148 条に掲げたその他の書類であって中央政府が官報告示により指示するものの謄本は、商標登録局の各支局において、閲覧に供せられるものとする。当該閲覧は、所定の手数料の納付があったときは、商標登録局の各局が公衆に対して閉鎖されていないすべての日について、登録官が定める時間にされるものとする。

規則 118 公報及びその他の書類の写しの頒布

中央政府は、公報及び必要とみなすその他の書類については、州政府と協議して定め、かつ、官報により随時告示する場所において、これを頒布すべき旨を登録官に対して指示することができる。

証明書

規則 119 書類の認証謄本

登録官は、登録簿における登録事項の認証謄本若しくは第 148 条(1)に掲げた書類の認証謄本又は登録官の決定若しくは命令の認証謄本を提供することができ、又は何人かから所定の手数料を添えた様式 TM-46 によるそれについての申請を受領したときは、法又は本規則によりすることを授權され又は必要とされる登録、事項若しくは事柄に関して、第 23 条(2)に基づく登録証以外の証明書を交付することができる。登録官は、標章の写しについては、当該目的に適するその写しが申請人から提出されない限り、証明書又は認証謄本中にこれを含ませる義務を負わないものとする。

ただし、登録官は、前記書類の早期認証謄本については、その旨の様式 TM-70 により受領した請求に基づいて、当該請求の通常手数料の 5 倍額の納付があったときは、30 就業日以内にこれを提供しなければならない。

規則 120 海外の登録を取得するに際して使用の証明書

(1) 商標登録に関する証明書をインド国外の領域において登録を取得するに際して使用しようとする場合は、登録官は、証明書に標章の写しを含めなければならず、証明書の申請人に対して、当該目的に適合する標章の写しを提出するよう要求することができ、当該申請人がそうしないときは、登録官は、当該証明書の交付を拒絶することができる。

(2) 商標が色彩の限定なしに登録されたときは、証明書に含めるべき標章の写しは、登録簿に掲載された色彩か又は1若しくは複数の色彩の何れかによることができるものとし、当該証明書には、当該商標が色彩の限定なしに登録されている旨を記載しなければならない。

(3) 登録官は、当該証明書において、登録官が適当と認める商標登録に関する明細を記載することができ、かつ、登録簿に記載されている諸条件及びその他の限定を明記することができる。証明書を交付する目的は、当該証明書中にこれを記載しなければならない。

規則 121 国際的非商標権名称を告示する登録官の権限

登録官は、世界保健機関により第13条(b)に掲げた国際的非商標権名称として宣言された語を公報により随時公示しなければならない。

知的所有権審判部に対する審判請求

規則 122 審判請求の期間

法又は本規則に基づく登録官の何らかの決定についての知的所有権審判部に対する審判請求は、当該決定の日から3月以内に、これをしなければならない。

規則 123 登録官に対する送達

法に基づく知的所有権審判部に対する各申請書の謄本は、登録官に対してこれを送達しなければならない。

効力の証明書

規則 124 注記すべき効力の証明書

第141条に従い知的所有権審判部が登録商標の効力に関して証明するときは、当該商標の登録所有者は、登録官に対し様式TM-47により、手続の詳細を請求書に記載の上、効力の証明書が手続過程において交付された旨の注記を登録簿の登録に加えることを請求することができる。当該証明書の公証謄本は請求書と共に送付しなければならない。登録官は、その旨の注記を登録簿に登録し、かつ、当該注記について公報により公告しなければならない。

証拠書類の返却及び記録の廃棄

規則 125 証拠書類の返却

(1) 法若しくは本規則に基づいて何らかの事項若しくは手続において提出された証拠書類が、商標登録局においてもはや必要でない場合は、登録官は、当該証拠書類を登録官の指定の期間内に引き取るよう関係当事者に対して要求することができ、当該当事者がそのようにしな

いときは、当該証拠書類を廃棄する。

(2) 告示日前に証拠書類が何らかの手續において提出された場合において、登録官は、それらを保持することがもはや必要でないと納得するときは、当該証拠書類を登録官の指定の期間内に引き取るよう関係当事者に対して要求することができ、当該当事者がそのようにしないときは、当該証拠書類を廃棄する。

規則 126 記録の廃棄

商標の登録出願が取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶されたか又は商標が登録簿から抹消された場合、又は異議申立若しくは更正手續において事案が完了し知的所有権審判部に審判請求が一切係属していない場合は、登録官は、当該出願が取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された後、又は場合に応じて商標が登録簿から抹消された後又は異議申立若しくは更正手續が完了した後3年の期間満了時に、当該出願、異議申立、若しくは更正又は当該商標に関するすべての若しくは何れの記録についても、一切これを廃棄することができる。

第 II 部 団体標章に対する特別規定

規則 127 団体標章に適用する規則

本規則第 I 部，第 IV 部及び第 VII 部の規定は，団体標章への適用に当たり，この部の規定に従うことのみを条件とする。

規則 128 登録出願及びそれに関する手続

(1) 第 63 条(1)に基づく商品又はサービスについての団体標章の登録出願は，登録官に対して様式 TM-3，TM-64 又は単一出願の場合は場合に応じて様式 TM-66 若しくは TM-67 により，願書 3 通で行い，標章の追加表示の写し 5 通を添付しなければならない。第 63 条(1)に基づいて当該願書と共に送付すべき規約草案は，3 通とし，様式 TM-49 を添付しなければならない。

(2) 本規則第 I 部における商品又はサービスについての商標の登録出願の受理に対する言及は，団体標章への適用に当たり，当該出願手続を進める権限に対する言及により代替する。

(3) 団体標章の登録出願人については，規則 38(5)の状況下でその者が聴聞を申請しないか又は書面をもって応答しないときでも，その者が出願を放棄したものとみなしてはならない。

(4) 団体標章登録の出願人のインドにおける住所が若しあればその住所は，本規則により住所が必要とされるすべての目的で，当該出願人のインドにおける主営業所の住所とみなされる。

(5) 団体標章を規制する規約は，特に次の事項について規定しなければならない。

(a) 団体の名称及びその各事務所の住所

(b) 当該団体の目的

(c) 構成員の明細

(d) 加入条件及び各構成員のグループとの関係

(e) 当該標章の使用を許可された者及び出願人が団体標章の使用に対して行使する管理の内容

(f) 制裁を含め団体標章の使用を規制する条件

(g) 団体標章の使用に対する審判請求を処理する手続

(h) 登録官により要求される他の関係する明細

規則 129 願書に添付する事情陳述書

出願人は，願書と共に，その者の出願を支持して自己の依拠する理由を記述した事情陳述書を登録官に提出しなければならない。当該事情陳述書は，3 通を提出しなければならない。

規則 130 審査及び聴聞

(1) 登録官は，団体標章の登録出願を第 1 審査段階においてそれが法及び本規則の要件を充足するか否かについて審査させ，かつ，出願人に対して報告書を交付しなければならない。

(2) 登録官は，出願人に対して聴聞を受ける機会を与えることなしに，団体標章の登録出願を拒絶し，又は当該出願を条件若しくは限定付で受理し，又は当該出願若しくは規約に補正若しくは修正を課してはならず，その手続は，規則 38(4)から規則 42 までの規定に基づいて規制されるものとする。

規則 131 団体標章の登録に対する異議申立

(1) 出願を受理したときは、登録官は、当該出願を公報により公告させなければならない、規則 47 から規則 57 までの規定は、商標の登録出願に関して適用するのと同様に本事項におけるその後の手続に準用する。

(2) 団体標章の登録に対する異議申立手続に関して疑義がある場合は、何れの当事者も登録官に対して、指示を申請することができる。

規則 132 団体標章に関する規約の変更及び更新

(a) 団体標章の登録所有者による第 66 条に基づく規約変更の申請は、様式 TM-42 によりこれを行うものとし、登録官が当該変更を受理する場合は、登録官は当該申請を公報により公告しなければならない、当該事項におけるその後の手続は、規則 47 から規則 57 までに準拠する。

(b) 団体標章は随時更新することができるものとし、規則 63 から規則 67 までの規定は、当該更新請求について準用する。

規則 133 団体標章の抹消

第 68 条に掲げた何れかの理由によることを含めて団体標章の登録簿からの抹消の申請については、様式 TM-43 によりこれを行い、当該申請を行う理由の明細を記述しなければならない。規則 92 から規則 94 までの規定は、本事案におけるその後の手続について準用する。

第 III 部 証明商標に対する特別規定

規則 134 証明商標に適用する規則

本規則第 I 部，第 IV 部及び第 VII 部の規定は，証明商標への適用に当たり，この部の規定に従うことのみを条件とする。

規則 135 登録出願及びそれに関する手続

(1) 第 71 条(1)に基づく証明商標の登録出願は，登録官に対して，様式 TM-4 若しくは TM-65 により，又は単一出願の場合は場合に応じて様式 TM-68 若しくは TM-69 により，願書 3 通で行い，標章の追加表示の写し 5 通を添付しなければならない。当該願書と共に提出すべき規約草案は，3 通とし，様式 TM-49 を添付しなければならない。

(2) 本規則第 I 部における商標登録出願の受理に対する言及は，証明商標への適用に当たり，当該出願手続を進める権限に対する言及により代替する。

(3) 証明商標の登録出願人については，規則 38(5)の状況下でその者が聴聞を申請しないか又は書面により応答しないときでも，その者が出願を放棄したものとみなされない。

(4) 証明商標登録の出願人のインドにおける住所が若しあればその住所は，本規則により住所が必要とされるすべての目的で，当該出願人のインドにおける主営業所の住所とみなされる。

(5) 証明商標を規制する規約は，特に次の事項について規定しなければならない。

(a) 出願人についての説明

(b) 出願人の事業の内容

(c) 研究開発技術要員体制のような基盤の明細

(d) 証明計画を管理する出願人の能力

(e) 出願人の財政的取決め

(f) 規約に規定された要件を満たすときは何れの当事者の差別も存在させない旨の出願人からの誓約書

(g) 当該標章が証明商品において又は証明サービスの提供に関して表示する特徴

(h) インドにおける標章の使用を監視する方法，及び

(i) 登録官により要求されることがある他の関係する明細

規則 136 願書に添付する事情陳述書

(1) 出願人は，願書と共に，その者の出願を支持して自己の依拠する理由を記述した事情陳述書を登録官に送付しなければならない。当該事情陳述書は，3 通を提出しなければならない。

(2) 登録官は証明商標の登録出願を第 1 審査段階においてそれが法及び本規則の要件を満たすか否かについて審査させ，かつ，出願人に対して報告書を交付しなければならない。

規則 137 出願を拒絶し又は条件を付してそれを受理する前の登録官による聴聞

登録官は，出願人に対して聴聞を受ける機会を与えることなしに，証明商標の登録出願を拒絶し，又は当該出願を条件若しくは限定付で受理し，又は当該出願若しくは規約に補正若しくは修正を課してはならず，その手続は，規則 38(4)から規則 42 までの規定に基づいて規制

されるものとする。

規則 138 証明商標の登録に対する異議申立及び更新

(1) 出願を受理したときは、登録官は、当該出願を公報により公告させなければならず、規則 47 から規則 57 までの規定は、商標の登録出願に関して適用するのと同様に準用する。

(2) 証明商標の登録に対する異議申立手続に関して疑義がある場合は、何れの当事者も登録官に対して、指示を申請することができる。

(3) 証明商標は随時更新することができ、規則 63 から規則 67 までの規定は、当該更新申請について準用する。

規則 139 証明商標の登録事項の更正

第 77 条に掲げた何れかの理由に基づく証明商標の登録の取消又は変更の申請については、様式 TM-43 によりこれを行い、当該申請をする理由についての明細を記述しなければならない。規則 92 から規則 94 までの規定は、当該事項におけるその後の手続について準用する。

規則 140 寄託された規約の変更及び証明商標の譲渡又は移転についての登録官の同意

(1) 証明商標の登録所有者による第 74 条(2)に基づく寄託された規約の変更の申請は、様式 TM-42 によりこれを行い、登録官が当該変更の許可を決定した場合は、当該申請は公報により公告しなければならず、当該事項におけるその後の手続は、規則 47 から規則 57 までに規制される。

(2) 第 43 条に基づく証明商標の譲渡又は移転に対する登録官の同意を求める申請は、様式 TM-62 によりこれを行うものとする。

第 IV 部 織物に対する特別規定

規則 141 定義

規則 146 及び規則 147 の適用上，

- (a) 「バランス数字」とは，3 桁以上，7 桁以下の同一数字か又は同一文字からなる商標をいう。
- (b) 「桁」は，単一文字を含む。
- (c) 「文字分数」とは，1 又は 2 以上の文字を含む分数をいう。

規則 142 織物標章に対して適用すべき規則

この部の規定に従うことを条件として，本規則第 I 部，第 II 部，第 III 部及び第 VII 部の規定は，非織物に係る商標に対して適用すると同様に，織物に係る商標に対しても適用する。

規則 143 織物標章

「織物標章」という表現は，法第 X 章の適用上，「織物」として規則 144 において指定される商品に関して使用されているか又は使用されようとする商標をいう。

規則 144 織物

法第 X 章が適用され，かつ，法及び本規則において織物と称する商品の商標に関する類は，第 4 附則の第 22 類から第 27 類まで(両類を含む。)とする。

規則 145 織物の品目に関する文字若しくは数字又はそれらの組合せの登録出願

(1) (団体標章又は証明商標以外の)商標登録の分離出願は，第 5 附則に掲げた織物の各品目については，当該標章が専ら文字若しくは数字又はそれらの組合せのみから成る場合は，様式 TM-22 又は TM-45 により，これをしなければならない。

(2) 第 5 附則の品目は，次の通り分類する。また各類に該当する商品は，類似する商品とみなすものとし，異なる類に該当する商品は，類似する商品とみなさない。この規定は，(1) に基づいて専ら文字若しくは数字又はそれらの組合せのみから成る商標の登録出願及びそれに関する手続を目的とし，何ら他を目的とするものではない。

第 1 類 - 品目 1, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 30, 33, 36, 37, 39, 41, 42, 44, 45, 48, 49, 54, 55, 59, 61, 62, 65 及び 91

第 2 類 - 品目 2, 3, 14, 17, 18, 34, 35 及び 47

第 3 類 - 品目 6, 7, 21, 38 及び 52

第 4 類 - 品目 13, 29, 75, 77 及び 78

第 5 類 - 品目 15, 28, 31, 40, 60, 66, 79, 88, 90 及び 93

第 6 類 - 品目 32, 43, 64 及び 94

第 7 類 - 品目 46, 83 及び 85

第 8 類 - 品目 50, 51, 56, 57, 63, 76, 80, 84, 86, 87 及び 89

第 9 類 - 品目 53

第 10 類 - 品目 58, 82 及び 92

第 11 類 - 品目 67, 68, 69, 70 及び 71

第 12 類 - 品目 72

第 13 類 - 品目 73

第 14 類 - 品目 74

第 15 類 - 品目 81

(3) (2)に含まれる如何なる規定にも拘らず、専ら文字若しくは数字又はそれらの組合せのみから成る商標であって、1945年7月31日以前に登録出願されたものの手続に関しては、第5附則の異なる品目に該当する商品を同一種類の類似する商品とみなしてはならない。

規則 146 一定の標章の非登録性

織物に関して、次の標章は、登録を受けることができない。すなわち、

- (a) 1桁の数字又は6桁超の数字であって、バランス数字でないもの
- (b) 単一文字であるか、又は6桁超の文字の組合せであって、バランス数字でないもの
- (c) 8桁超の数字と文字との何らかの組合せ
- (d) 総計8桁超から成る何らかの分数又は文字分数
- (e) 総計3桁未満を有する何らかの分数又は文字分数
- (f) 6桁超の数字と分数との何らかの組合せ
- (g) 分子又は分母において8桁超を有するか又は2桁以上の分数で終わる数字、文字、分数、及び文字分数についての何らかの組合せ
- (h) 布地の寸法を表示する数字又は文字
- (i) 同一商品又は同一種類の商品に関して異なる者の名義で既に登録された同シリーズのバランス数字より少なくとも2桁多くか又は2桁少ないものから成っていないバランス数字

規則 147 誤認又は混同を生じる虞のある標章

(1) 数字、文字、分数、文字分数又はそれらの何らかの組合せから成るが、バランス数字でない商標は、同一の商品又は類似の商品に関して異なる者の名義で登録された商標と次の点において異ならないときは、織物標章として登録を受けることができない。

- (a) 4桁を超えない数字の場合は、少なくとも1の対応する桁
- (b) 5桁の数字の場合は、少なくとも2の対応する桁
- (c) 6桁の数字の場合は、少なくとも3の対応する桁
- (d) 2文字の組合せの場合は、少なくとも1の対応する文字
- (e) 3又は4文字の組合せの場合は、少なくとも2の対応する文字
- (f) 5又は6文字の組合せの場合は、少なくとも3の対応する文字
- (g) 1文字及び1桁の数字から成る標章の場合は、少なくともそれらの1
- (h) 1文字及び2若しくは3桁の数字から成る標章の場合は、少なくとも1の対応する桁の数字
- (i) 1文字及び4以上の桁の数字から成る標章の場合は、少なくとも2の対応する桁
- (j) 2以上の文字及び1以上の桁の数字から成る標章の場合は、少なくとも1の対応する文字及び1の対応する桁の数字
- (k) 単一の分数又は文字分数又はそれらの何らかの組合せであって分子及び分母における桁数合計が3又は4である場合は、分子又は分母から少なくとも1の対応する桁
- (l) 単一の分数又は文字分数又はそれらの何らかの組合せであって分子及び分母における桁

数合計が 5 以上である場合は、分子において少なくとも 1 の対応する桁及び分母において 1 の対応する桁、又は分子若しくは分母の何れかにおいて 2 の対応する桁

(m) 単一の数字及び分数からなる組合せの場合は、少なくとも 1 の対応する桁の数字

(n) 2 以上の文字、数字、及び分数(文字分数を含む。)の組合せの場合は、

(i) 分数を除く桁数合計が 3 以下である場合は、少なくとも 1 の対応する桁

(ii) 分数を除く桁数合計が 4 以上である場合は、少なくとも 2 の対応する桁

(2) (1)の如何なる規定も、商標が(1)に明示する何れかの場合の範囲に該当しないときは、当該標章は誤認又は混同を生じる虞がないものとして当然に登録されることを意味するものと解釈してはならない。

第V部 商標代理人の登録

規則 148 商標代理人登録簿

商標登録官は、商標代理人登録簿を維持管理し、それに各登録商標代理人の名称、住居の宛先、主営業所の住所、国籍、資格及び登録日を記載しなければならない。

規則 149 現存の商標代理人の登録、行動規範等

(1) 規則 150 に拘らず、旧法に基づいて維持管理された商標代理人登録簿に名称が記録されている各人は、本規則に基づく商標代理人として登録されたものとみなす。

(2) 登録官は、登録商標代理人について当該代理人に相応しく行動することを認可する行動規範を公報により告示することができる。

規則 150 登録の資格

規則 151 の規定に従うことを条件として、何人も次に該当するときは商標代理人として登録される資格を有する。

(i) インド国民である者

(ii) 年齢 21 歳以上である者

(iii) 規則 154 に規定の試験に合格した者、又は 1961 年弁護士法(1961 年法律第 25 号)の趣旨における弁護士である者、又はインド会社秘書役協会の会員である者

(iv) インドにおける大学の卒業生であるか又は同等の資格を有する者、及び

(v) 登録官により商標代理人として登録するのに適当かつ適正と認められる者

規則 151 登録資格喪失者

次の者は、商標代理人としての登録資格がない。

(i) 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けた者

(ii) 債務弁済未了の破産者

(iii) 債務弁済完了の破産者ではあるが、その者の支払不能がその者の側に何らの不法行為もなく、災難により生じたものである旨の証明書を裁判所から未だ取得していない者

(iv) インド国内又は国外を問わず管轄裁判所から、追放又は禁固刑をもって処罰されるべき犯罪で有罪の判決を受けた者。ただし、その者の有罪判決対象の犯罪が赦免された場合又はその者による申請に基づいて中央政府が本件についての命令により当該資格喪失を免除した場合は、この限りでない。

(v) 弁護士であるが、業務上の不法行為についてインドにおける高等裁判所又はインド国外における裁判所から有罪の判決を受けた者、又は

(vi) 公認会計士であるが、高等裁判所から過失又は不法行為について有罪の判決を受けた者

(vii) 登録商標代理人であるが、業務上の不法行為について登録官から有罪の審決を受けた者

規則 152 申請の方法

この部の規定に基づくすべての申請は 3 通で行い、申請人の主営業所の所在地を管轄地域内に有する商標登録局の当該支局に対して送付又は提出しなければならない。

規則 153 商標代理人としての登録申請

- (1) 商標代理人としての登録を希望する各人は 様式TMA-1により申請しなければならない。
- (2) 申請人は、申請に関係して登録官がいつでも申請人に求めることがある追加の情報を提出しなければならない。

規則 154 申請手続及び資格要件

- (1) ある者からの商標代理人としての登録申請の受領時に、登録官は、申請人が所定の資格を充足していると納得するときは、商標法及び実務に関する筆記試験及びそれに続く面接のため、志願者が登録官の面前に出頭する日付を遅滞なく指定しなければならない。志願者は、法及び本規則の規定についての詳細な知識及び商標法の原理についての知識を有することが期待される。
- (2) 筆記試験及び面接の資格認定配点は、夫々40パーセント及び60パーセントとし、志願者は、満点の総計50パーセントを取得したときに限り、当該試験に合格と発表されるものとする。

規則 155 登録証明書

申請人が面接を受け、登録官が申請に関係して必要と認める追加情報を入手した後に、登録官は、当該申請人が商標代理人としての登録資格を有し、かつ、適格であると認めるときは、当該申請人に対してその旨の通知書を送付するものとし、その旨の通知を受けた者は、商標代理人としての登録について所定の手数料を納付することができる。所定の手数料の受領時に、登録官は、当該申請人の名称を商標代理人登録簿に登録させ、かつ、様式0-4により、商標代理人としての登録証明書を交付しなければならない。

規則 156 商標代理人登録簿における名称の存続

商標代理人登録簿におけるある者の名称の存続は、第1附則に所定の手数料を納付することを条件とする。

規則 157 商標代理人登録簿からの代理人の名称の抹消

- (1) 登録官は、次のときは、商標代理人登録簿から登録商標代理人の名称を抹消する。
 - (a) 当該代理人からその旨の申請を受領したとき、又は
 - (b) 納付期日となった日から3月の期間満了時に当該代理人から年次料金を受領しなかったとき
- (2) 登録官は、次の者について、商標代理人登録簿から登録商標代理人の名称を抹消する。
 - (a) 登録時に規則151(i)から(vii)までに記載の何れかの資格喪失を受けていたと判明した者又は登録後に何れかの資格喪失を受けた者、又は
 - (b) 職業上の資格で犯した何らかの過失、違法行為、又は不正行為を理由として商標代理人登録簿に存置すべき適当かつ適正な者ではない旨を登録官が宣言した者、又は
 - (c) 錯誤により又は重大な事実の不実表示若しくは隠蔽により、その名称が商標代理人登録簿に登録された者

ただし、(b)及び(c)に基づいて当該宣言をする前に、登録官は関係人に対して、登録を取消すべきでない理由の開示を要求し、かつ、必要と認める追加調査があればそれをしなければ

ならない。

(3) 登録官は、商標代理人登録簿から死亡した登録商標代理人の名称を抹消しなければならない。

(4) 商標代理人登録簿からの何人かの名称の抹消については、公報によりこれを告示しなければならない。かつ、可能な限りこれを関係人に通知しなければならない。

規則 158 一定の代理人に対処することを拒絶する登録官の権限

(1) 登録官は、次の者について、商標代理人としての承認を拒絶することができる。

(a) その名称が商標代理人登録簿から抹消され、かつ、そこに回復されていない個人

(b) 商標代理人として登録されていない者であって、インド又はその他における商標の出願に当たり、その者の使用者の名義で又は利益のために代理人として行動することに全面的に又は主として従事していると登録官が認めるもの

(c) 登録官が本規則に基づく何らかの業務に関して代理人として承認することを拒絶することができた者が、会社の取締役若しくは管理職として行動しているか又は当該企業におけるパートナーであるときの当該会社又は企業

(2) 登録官は、インドに居住せず又は営業所を有していない者について、本条規則に基づく何らかの業務に係る代理人として承認することを拒絶する。

規則 159 抹消された名称の回復

(1) 規則 157(1)(b)に基づいて自己の名称を抹消された者から、第 1 附則に規定された手数料を添えて、商標代理人登録簿から名称を抹消された日から 6 月以内に、様式 TMA-2 により申請があったときは、登録官は、商標代理人登録簿にその者の名称を回復し、かつ、当該登録簿におけるその者の名称をその者の最後の年次料金が納付期日となった日から 1 年間存続させなければならない。

(2) 商標代理人登録簿への名称の回復は、公報によりこれを告示し、かつ、関係人にこれを通知しなければならない。

規則 160 商標代理人登録簿における変更

(1) 商標代理人は、様式 TMA-3 により、商標代理人登録簿に登録された自己の名称、住居の宛先、主営業所の住所又は資格についての変更を申請することができる。当該申請書及び本件について所定の手数料の受領時に、登録官は、商標代理人登録簿に必要な変更をさせるものとする。

(2) 商標代理人登録簿にされた各変更は、公報によりこれを告示しなければならない。

規則 161 商標代理人登録簿の刊行

登録官は、通常商標代理人登録簿における代理人一覧を刊行し、登録事項を商標代理人の姓のアルファベット順に配列した上、商標代理人登録簿に登録されたそれらの者の住所と共に随時及び少なくとも 2 年に 1 回は公報により公告しなければならない。またその写しは販売することができる。

規則 162 審判請求

本規則の第Ⅴ部の規定に基づく商標代理人の登録又は抹消に関する登録官の命令又は決定に対する審判請求は、知的所有権審判部に対して行い、同審判部の決定は、最終であり、かつ、拘束力を有するものとする。

第 VI 部 反物及び糸の検査及び表示に関する規定

規則 163 定義

この部の適用上、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(a) 糸に関して「番手」とは、ヤードポンド法又はメートル法の何れかによるその長さ対重量の関係であり、次のものをいう。

(i) 糸についてのヤードポンド法番手は、重量 1 ポンドの長さ各 840 ヤードのかせ数、換言すれば、重量 8.3 グレインの糸のヤード数

(ii) メートル法番手は、生糸及び加工絹糸を除くすべての糸について、糸 1,000 メートル対 500 グラム又は 2 メートル対 1 グラムの関係を表し、換言すればかせ数の半分(長さ各 1,000 メートル)であって重量 500 グラムのもの

ヤードポンド法番手はメートル法番手に対して、また逆にメートル法番手はヤードポンド法番手に対して、次の公式で換算することができる。

糸のヤードポンド法番手数 $\times 0.847 =$ メートル法番手

糸のメートル法番手数 $\times 1.181 =$ ヤードポンド法番手

(iii) 生糸及び加工絹糸のメートル法番手は、糸 10,000 メートルのグラム表示の重量とする。

(b) 「関税徴収官」とは、1962 年関税法(1962 年法律第 52 号)における用語に割り振られた意味を有する。

規則 164 反物の長さ及び幅についての検査

(1) 通常は長さ又は切り売りによって販売されている反物の長さについての検査に当たり、測定は、織端に沿って行わなければならない。

(2) 前記の反物の幅について検査するに当たり、生地については、次の各方法により測定し、各測定の間値を採用しなければならない。各方法を使用するに際しては、折り目が最も少なく、縦糸及び横糸が夫々可能な限り直線である部分の生地を選択するように注意しなければならない。

(a) 二重折りの生地は、平面に広げ、完全に平らになるよう折り目を伸ばしきらなければならない。次いで、物差は、生地を横断して置き、再度折り目を平らにするため生地に渡した物差の各端を指及び親指をすべらせて押さえなければならない。この際には、折り目を伸ばしきる間、伸張を避け、かつ、縦糸が物差に垂直になった状態を維持するように注意しなければならない。次いで測定結果を記録する。

(b) 一重の生地を取り上げ、各端の 2 折りした両端を 1 本の指と親指の間に保持し、物差の上に繰り広げ、それを平面上に平らに保持しておかななければならない。繰り広げる際には、垂直位置から縦糸を引き伸ばすためではなく折り目を取り除くために、十分でなければならない。

規則 165 生地の特異性及び伸張に対する許容度

(1) 前記の測定をするに当たり、測定対象の生地の特異性を参酌しなければならず、適正な許容度をこれらの特徴に対して認めなければならない。

(2) 生地の特異性により、測定目的で張力の合理的な度合を判定するのが困難と判明したときは、伸張しきったときと伸張していないときの間値を採用しなければならない。

(3) 長さについての伸張が幅に及ぼす影響は、生地を測定するに際しては、常時参酌しなければならない。生地が製造時の縦方向に伸張された場合は、幅を測定するため横糸が直線化するに従い、それは長さを失うことになる。従って、長さの取引表示が幅の取引表示を正確にする過程で虚偽になるか否かを確証しなければならないことがある。これを確証するため、縦横両方の織端に沿って測定しなければならない。

規則 166 糸についての検査

関税徴収官が疑うべき理由を有するとき、又は取引表示が虚偽である旨の通報人の情報があつたときは、関税徴収官は、糸について長さ及び番手を検査することができる。

規則 167 選択すべき見本の数

番手又は長さについての表示の正確性を検査するための糸の試験については、第 1 試験段階において、託送品の各 100 梱包又は 100 梱包未満当たり 1 束を限度として、これを行わなければならない。

規則 168 更なる試験

当該試験に基づいて、平均番手又は長さ并表示された番手又は長さとの間の差異が第 121 条に基づいて中央政府が公布した告示における許容偏差を超過したときは、輸入業者又はその他当該商品に対して若しくはそれに関係して何らかの権利主張を有し若しくは他の利害関係を有する者は、更なる試験を申請することができる。

規則 169 見本の選択及び検査の方法

糸の長さを決定する検査は、次の通りとする。

- (i) 託送品の各 100 梱包又は 100 梱包未満から、任意に 1 束を選択しなければならない。次いで、この束におけるかせについて、輸入業者若しくは前条規則に掲げたその他の利害関係人又はその代表者の立会の下、順次、縦糸車上で測定しなければならない。長さを記帳し、その過程を(束の限度内で)輸入業者又は場合に応じて他の者が当該糸は短い又は記帳した長さの平均値が当該糸は十分な長さであることを示すと納得するまで、その方法を継続する。
- (ii) 輸入業者又は他の者が前記の検査に納得しないときは、その者は、費用を納付の上、関税徴収官に対して託送品の全かせ数の 1 パーセントまでのかせを更に測定することを要求することができるものとし、当該かせについては、税関係官が任意に当該託送品の如何なる束からもこれを採取するものとする。

規則 170 ストープ検査

(1) ストープ検査については、通常の方法による重量測定が糸の重量不足を示し、若しくはそれによると糸の感触及び外観がその異常に湿っているか若しくは過剰処理であることを示す場合又は輸入業者が当該検査を申請する場合にのみ、税関係官が、これを行うことができる。当該検査が輸入業者の申請により実施される場合において、検査実施に賦課する手数料については、当該検査が税関係官による番手及び長さの最初の決定を支持しないときは、これを還付しなければならない。当該検査の 2 回以上の実施が申請されたときは、追加手数料を新たな検査毎に賦課しなければならない。全賦課金額は、当該検査結果についての当該

係官の最終決定に応じて、留保されるか又は還付される。

(2) (a) ストープ検査を実施するに当たり、綿糸の場合は、当該綿糸が絶対乾燥状態にされた後に得た重量に対して水分率 8.5 パーセントを加算しなければならず、そのようにして得た数値は、標準状態での当該糸の実重量とみなす。

(b) 絹糸、毛糸、又は綿糸以外のその他の糸について、当該糸を乾燥状態にした後得られる重量に加算すべき水分率は、ストープ検査器具と共に提供される公式基準表に従うものとする。

規則 171 検査場所

規則 164 から規則 170 までに掲げた反物及び糸の検査は、税関検査所において、又は関税徴集官が指示する場所において、かつ、指示する係官がしなければならない。

規則 172 担保

関税徴集官は、規則 166 に掲げた通報人から 500 ルピーを超えない担保を要求することができるものとし、与えられた情報が故意による虚偽であると関税徴集官が納得する場合は、当該担保を没収する。

第 81 条に基づく反物、綿糸、及び綿より糸の押印表示

規則 173 反物

「通常は長さ又は切り売りによって販売される反物」(以後「反物」という。)は、第 81 条又は 1962 年関税法(1962 年法律第 52 号)の適用上、綿反物、羊毛反物、絹反物、人造絹糸反物、合繊反物、及び他の混紡反物を含むが、次の種類の商品を含まない。

(a) アルハンブラキルティングを除くアルハンブラ

毛布

裁断反片ブラインド生地

裁断反片製本用生地

裁断反片バックラム

じゅうたん(ロール状)

ベッドカバー

湯気仕上げカバー

織反物ダスター

刺繍付総模様布地及び刺繍付サリーの全種類

刺繍付ひだ飾り

フィルタークロス

織反物ガラスクロス

織反物ハンカチーフ

レース及び綿ブルターニュ風ネットを含むネット

レースカーテン生地

枕キャラコ(筒状)

礼拝用敷物

裁断反片アイロン用当て布

キルト

ラグ

長さ 2 1/2 ヤード，すなわち，2.28 メートルまでのサロン用生地

単一又は 2 以上のショールを含む反物として輸入されたショール(仕上げ済み)であって，両端を縁縫い又は縁取りしたもの

スポンジクロス(モップ用)

テディベア又は模造アザラシ革生地

織反物タオル

羊毛製清掃布

羊毛製ニット生地

羊毛製ローラー生地

羊毛製サイジング加工フランネル

(b) (i) 寸法 15 ヤード(すなわち 14 メートル)未満の綿半端切れ又は端尺もので，現行取引慣習上，長さ又は切り売りにより販売されないもの

(ii) 長さに拘らず，織り，染色，又は捺染中の事故による欠陥が余りに多いため，普通は長さ又は切り売りによって販売できない不良品

規則 174 反物の押印表示

(1) インド国内において，1948 年工場法(1948 年法律第 63 号)において定義された工場の構内で生産され，漂白され，染色され，捺染され，又は仕上げられた反物は，第 81 条(1)に基づいて必要とされる明細を押印しなければならない。

(2) インド国外において生産された反物の場合は，各反物については，当該商品の生産者，輸出業者，又はインド国内の卸売業者の名称，及び 1962 年関税法(1962 年法律第 52 号)に基づいて要求される標準ヤード又は標準メートルによる実際の長さを表示しなければならない。

規則 175 押印表示に関する要件が免除される場合

(1) 関税徴集官は，押印表示のない反物が規則 173 に基づく除外商品の一覧に記載されていないが，押印表示されたときは価値の重大な下落を受け易い性質のものであることを納得するときには，それらの反物を留置することができない。

ただし，関税徴集官が本項に基づいてその裁量権を行使する場合は，当該商品に有利な一般命令を発出する問題が審議され得るように，遅滞なく事件を報告し，商品見本を中央歳入庁経由で中央政府に送付しなければならない。

(2) 個人によるか又は個人の私的団体による個人的使用のため輸入され，取引を目的としない綿反物及び羊毛反物については，押印表示の必要がない。

規則 176 必要とされる押印表示の内容

(1) 反物の長さを表示するに当たり，「yards」若しくは「yds」，又は「metres」という語は，数字の後に付さなければならず，規則 173(b)に記載のもの以外の種類の裁断長さ又は裁断反片の場合は，その枚数は，ヤード又はメートルと共に裁断反片の前面若しくは外面の折り目に表示しなければならず，図形については，それらの意味を明確に示す方法により，表

現しなければならない。

(2) 長さは、標準ヤード若しくは当該ヤード未満、又は標準メートル若しくは1メートル未満とし、かつ、染色等から又は合理的に予測できる気圧変化に由来する収縮前又は乾燥の前の長さではなく、商品の実際の長さを表示しなければならない。インチ又はセンチメートルによる表示については、取引慣習に従い、小寸法及び繊細構造の生地に、これを許可することができる。

(3) 表示は、織物の洗淨による以外で除去される虞のないものでなければならず、又は普通は洗淨されない商品の場合は、当該商品が購入者に届く前に通常の取扱い過程において消失する虞のない性質のものでなければならない。

(4) 表示は、取り外し可能なラベル又は荷札にではなく織物自体に、明白に、かつ、織物の色彩と異なる色彩により付さなければならない。表示は、容易に見ることができない内面折り目でなく、また完全に分離した反片上にもしてはならないが、完全には切り離されずに部分的に分離した反片上には表示をすることができる。表示を必要とするサロン用生地の場合は、表示は、当該生地の上端折り目の代わりに内面折り目の織端上に行うことができる。織物上に縫い付けても、切り取って容易に取り外すことができる表示は、許可されないものとする。

規則 177 表示に使用されるべき言語及び数字

第 81 条(2)により必要とされるすべての表示は、英語によるものとし、国際様式のインド数字を使用しなければならない。

規則 178 重量、長さ、生産者の名称等の表示

(1) 各束又は単位の糸又はより糸の重量は、その上にヤードポンド法によるポンド若しくはオンス又はメートル法に従うグラムにより、表示しなければならない。

(2) 各束又は単位の糸又はより糸の長さは、その上にヤード又はメートルにより、表示しなければならない。

(3) 各束又は単位上に、インドにおける生産者又は卸売業者の名称を完全に表示し、又は前記の名称がそれにより明確かつ第一義的に表示されることを条件として、略称で表示しなければならない。

規則 179 綿糸及び綿より糸の表示方法

(1) 綿糸の各束は、第 81 条(2)に基づいて必要とされる明細について、それに貼り、添付し、又は縫い付けた 1 又は 2 以上の表記したカバー、ラベル、又はカードにより表示しなければならない。ただし、必要とされる明細すべてを、露出した表面に記載するものとする。

(2) 綿より糸の各単位は、次による必要な明細を表示しなければならない。

(a) スケイン(かせの 1/7)になっているときは、各スケイン若しくはスケイン束の回りに表記したラベルを貼り又はそれに巻き付けて固着すること

(b) 糸玉になっているときは、各糸玉に表記したラベルを貼り付け、又はその中に挿入するが、露出したままにしておくこと

(c) すきぐし、糸車、又は星形糸巻に巻き付けるときは、すきぐし、糸車、又は星形糸巻の露出部分に表記すること

(d) リールに巻き付けるときは、リールの1端又は両端に1又は2の表記したラベルを貼ること

(e) 紙製円筒又は円錐に対して巻き付けるときは、より糸に、又は当該円筒若しくは円錐の外面の露出部分に、又は当該円筒若しくは円錐の直径が十分に大きく、ラベルが明瞭に見える場合は当該円筒若しくは円錐の内面に、表記したラベルを貼り若しくは付着させること、又は当該円筒若しくは円錐の外面の露出部分に表記すること

(f) その他の形態であるときは、当該外装に対して表記したラベル若しくはカードを貼り付け、付着させ、縫い付け、又はその中に封入若しくは挿入すること

(3) (1)及び(2)に従い使用されるラベル又はカードは、一般の消費者に届く前の通常の手扱い過程において、綿糸の束から又は綿より糸の各单位から容易に切り離され又は取り去られないように貼り付けなければならない。

規則 180 カバーの表示

綿より糸の単位がカバーに封入されるときは、当該カバーは、必要とされる明細を表示しなければならない。

規則 181 表示は明瞭かつ明確であるべきこと

綿糸の束又は綿より糸の単位のすべての表示は、判読し易く、明確なものでなければならず、かつ、色彩が容易に消失する虞がないものであって、表示された表面の色彩と異なるものでなければならない。

規則 182 綿糸の番手の表示方法

綿糸の番手は、通常はヤードポンド法又はメートル法により、数字の後に「S」を付加して表示しなければならない。ただし、束をメートル法に基づいて包装する場合は、番手には、「メートル法番手」という語又はその他の当該事実を伝える明瞭かつ明確な表示を添えなければならず、かかる語又は表示のないときは、当該表示は、ヤードポンド法によるものとみなす。

規則 183 その他の明細の表示

規則 177 の如何なる規定も、必要な明細の顕著性が他の明細の表示により影響を受けない限り、綿糸又は綿より糸に関する他の明細の表示を何らかの方法により禁止するものと解釈してはならない。

規則 184 適用除外

他の10人以下の従業者の助力を有するか否かを問わず、作業が1家族の構成員により行われているすべての作業場、及び協同組合により管理され従業者が20人以下であるすべての作業場に対しては、規則 177 から規則 182 までの適用を除外する。

第 VII 部 廃止規定

規則 185 廃止規定

1959 年商標及び商品標規則については、本規則の施行前に当該規則に基づいてされた如何なる事項も害することなく、本規則によりこれを廃止する。

第1附則 [規則 11 参照] 手数料

| 記載番号 | 納付対象項目 | 額(ルピー) | 該当様式番号 |
|------|---|--|--------|
| 1. | 1 類に含まれる指定商品又はサービスについての商標の登録出願 [第 18 条(1)参照] | 2,500.00 | TM-1 |
| 2. | 規則 25(5)及び規則 145 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれた指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(証明商標又は団体標章以外の)織物標章の登録出願 | 2,500.00 | TM-22 |
| 3. | 第 18 条(1)及び第 154 条(2)に基づく条約国からの 1 類に含まれた商品又はサービスについての商標の登録出願 | 2,500.00 | TM-2 |
| 4. | 第 154 条(2)に基づく条約国からの異なる類の商品又はサービスについて商標登録のための第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 2,500.00 | TM-52 |
| 5. | 異なる類の商品又はサービスについて商標登録のための第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 2,500.00 | TM-51 |
| 6. | 1 又は複数の類に含まれた指定商品又はサービスについての第 15 条に基づく連続商標の登録出願 | (i) 1 類における 1 商標について 2,500.00 (ii) 各追加の商標当たり 2,500.00 (iii) 各追加の類当たり 2,500.00 | TM-8 |
| 7. | 1 又は複数の類に含まれた指定商品又はサービスについての第 154 条(2)に基づく条約国からの連続商標の登録出願 | (i) 1 類における 1 商標について 2,500.00 (ii) 各追加の商標当たり 2,500.00 (iii) 各追加の類当たり 2,500.00 | TM-37 |
| 8. | 1 類に含まれた指定商品又はサービスについての第 63 条(1)に基づく団体標章の登録出願 | 10,000.00 | TM-3 |
| 9. | 1 類に含まれた指定商品又はサービスについての第 71 条(1)に基づく証明商標の登録出願 | 10,000.00 | TM-4 |
| 10. | 規則 145 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれた指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(証明商標又は団体標章以外の)織物標章についての第 154 条(2)に基づく条約国からの登録出願 | 2,500.00 | TM-45 |
| 11. | 規則 40(1)に基づく決定理由を陳述すべき請求 | 1,000.00 | TM-15 |
| 12. | 異議のある各類に対し第 21 条(1), 第 64 条, 第 66 条又は第 73 条に基づく異議申立 | 2,500.00 | TM-5 |
| 13. | 第 21 条(1)に基づく異議申立期間の延長申請 | 500.00 | TM-44 |
| 14. | 異議のある各出願に対し第 21 条に基づく異議申立に回答 | 1,000.00 | TM-6 |

| | | | |
|-----|---|---|----------------------|
| | する答弁書，又は各商標に関する第 47 条又は第 57 の何れかの条に基づく申請に回答する答弁書，又は異議のある各申請若しくは変更に対して第 59 条若しくは規則 101 による異議申立に回答する答弁書 | | |
| 15. | 関係手続の当事者から，第 21 条，第 47 条，第 57 条及び第 59 条の何れかの条に基づいて，聴聞に対し異議を申し立てる意思の通知 | 500.00 | TM-7 |
| 16. | 登録商標間の連合を解除する第 16 条(5)に基づく申請 | 各解除当たり 500.00 | TM-14 |
| 17. | 他項目で賦課されない，最後の登録期間の満了時に 1 類における商標登録の第 25 条に基づく更新 | 5,000.00 | TM-12 |
| 18. | 最後の登録期間の満了時における各類についての連続商標の登録の，第 25 条に基づく更新 | 5,000.00 | TM-12 |
| 19. | 2 以上の類の商品又はサービスについての商標の単一出願の第 25 条に基づく更新 各類について | 各類当たり 5,000.00 | TM-12 |
| 20. | 団体標章/証明商標の登録の第 25 条に基づく更新 | 10,000.00 | TM-12 |
| 21. | 登録簿から抹消された商標の，最後の登録期間の満了から 6 月後で 1 年以内における第 25 条(4)に基づく回復及び更新の申請 | 5,000.00 これ に記載番号 17 から 20 までに 基づく更新に適 用の手数料を加 算 | TM-13 |
| 22. | 商標の最後の登録期間の満了から 6 月以内の第 25 条(3)ただし書に基づく更新申請 | 割増手数料とし て 3,000.00 | TM-10 |
| 23. | 第 40 条(2)に基づく登録官の証明書を求める申請 | | TM-17 |
| | 譲渡を提議された最初の標章について | 2,500.00 | |
| | 当該譲渡に含まれる同一所有者の各追加の標章当たり | 500.00 | |
| 24. | 第 41 条に基づく登録官の許可を求める申請 | | TM-19 |
| | 最初の商標について | 2,500.00 | |
| | 同一移転に含まれる同一所有者の各追加の標章当たり | 500.00 | |
| 25. | 現に使用されている商標について営業権と共にしない譲渡の公告に対する登録官の指示を求める第 42 条に基づく申請 | 2,500.00 | TM-20 |
| | 譲渡される最初の標章について | 2,500.00 | |
| | 権原の同一移転と共に譲渡される各追加の標章当たり | 500.00 | |
| 26. | 権原移転に関して現に使用されている商標について営業権と共にしない譲渡の公告に対する第 42 条に基づく指令を求める申請期間の延長申請 | | TM-21 |
| | 1 月以内 | 500.00 | |
| | 2 月以内 | 1,000.00 | |
| | 3 月以内 | 1,500.00 | |
| 27. | 単一商標の譲渡又は移転の場合に第 45 条に基づく後の所有者についての登録申請 | | TM-23 又は TM-24 |
| | 商標権の取得の日から 6 月以内にする場合 | 5,000.00 | |
| | 商標権の取得の日から 6 月の満了後で 12 月の満了前にする場合 | 7,500.00 | |
| | 商標権の取得の日から 12 月後にする場合 | 10,000.00 | |

| | | | |
|-----|--|-----------|----------------------|
| 28. | 権原の移転が各事件において同一であって、同一名義で登録された2以上の商標の後の所有者を登録する第45条に基づく申請 | | TM-23 又は TM-24 |
| | 商標権の取得の日から6月以内にする場合 | | |
| | 最初の標章について | 5,000.00 | |
| | 各追加の標章当たり | 1,000.00 | |
| | 商標権の取得の日から6月の満了後で12月の満了前にする場合 | | |
| | 最初の標章について | 7,500.00 | |
| | 各追加の標章当たり | 1,500.00 | |
| | 商標権の取得の日から12月の満了後にする場合 | | |
| | 最初の標章について | 10,000.00 | |
| | 各追加の標章当たり | 2,000.00 | |
| 29. | 1 譲渡について後の商標所有者として法人を登録する期間の延長について第46条(4)による申請 | | TM-25 |
| | 2月以内 | 500.00 | |
| | 4月以内 | 1,000.00 | |
| | 6月以内 | 1,500.00 | |
| 30. | 登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消又は登録団体標章若しくは証明商標の取消について第47条又は第57条の何れかの条に基づく申請 | 3,000.00 | TM-26 |
| 31. | 登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消について第47条若しくは第57条の何れかの条に基づく手続又は団体標章若しくは証明商標に関して規則133若しくは規則139に基づく手続に参加する許可について規則94に基づく申請 | 500.00 | TM-27 |
| 32. | その指定内の商品又はサービスに係る登録商標の登録使用者の登録について第49条に基づく申請 | 5,000.00 | TM-28 |
| 33. | その各指定内の商品に関して、かつ、各件において同一条件及び制限に従う同一登録使用者契約によりすべての商標が包含されるときに、同一登録所有者の2以上の登録商標についての同一登録使用者を登録する第49条による申請 | | TM-28 |
| | 最初の標章について | 5,000.00 | |
| | 申請書及び登録使用者契約に含まれる所有者の各追加の標章当たり | 3,000.00 | |
| 34. | 商標がそれらの各々について同一登録使用者により包含されている場合に、1商標の登録使用者の登録を変更する第50条(1)(a)に基づく申請 | | TM-29 |
| | 最初の標章について | 5,000.00 | |
| | 申請に含まれる各追加の標章当たり | 2,500.00 | |
| 35. | 1商標についての登録使用者の登録の取消についての第50条(1)(b)に基づく申請 | 2,500.00 | TM-30 |
| | 申請が2以上の商標を含む場合 | | |
| | 最初の標章について | 2,500.00 | |
| | 申請に含まれる各追加の標章当たり | 500.00 | |
| 36. | 1商標についての登録使用者の登録の取消についての第50条(1)(c)又は(d)に基づく申請 | 5,000.00 | TM-31 |
| | 申請が2以上の商標を含む場合 | | |

| | | | |
|-----|--|----------|----------------------|
| | 最初の標章について | 5,000.00 | |
| | 申請に含まれる各追加の標章当たり | 2,000.00 | |
| 37. | 商標の登録使用者の登録の変更又は取消についての1手続に参加する意思の規則90(2)に基づく通知 | 500.00 | TM-32 |
| 38. | 商標の登録所有者又は登録使用者の名称又は表示を変更する第58条に基づく申請 | 1,000.00 | TM-33 |
| | 商標所有権又は登録使用者の同一性に変更がなかった場合(当該申請が当局の命令の結果又はインドにおける法律に従い法的要求の結果としてされた場合を除く。) | 1,000.00 | |
| | 申請が2以上の商標を含む場合 | | |
| | 最初の標章について | 1,000.00 | |
| | 申請に含まれる各追加の標章当たり | 500.00 | |
| 39. | 規則96(3)に基づいて手数料が免除されない限り、商標の登録所有者又は登録使用者の住所の登録の変更についての第58条に基づく申請 | 500.00 | TM-34 |
| | 当該申請が2以上の商標を含む場合及び各件における住所が同一であり、同一方法により変更される場合 | | |
| | 最初の登録事項について | 500.00 | |
| | 申請に含まれる他の各登録事項当たり | 200.00 | |
| 40. | 商標の登録所有者又は登録使用者のインドにおける送達宛先の登録についての申請 | 500.00 | TM-50 |
| | 当該出願が2以上の商標を含み、かつ、登録すべき送達宛先が各件において同一のとき | | |
| | 最初の登録事項について | 500.00 | |
| | 申請に含まれる他の各登録事項当たり | 200.00 | |
| 41. | 規則96(3)により手数料が免除されない限り、登録簿のインドにおける送達宛先の変更又は代替についての申請 | 500.00 | TM-50 |
| | 当該申請が2以上の商標を含み、各件における当該宛先が同一であり、かつ、同一方法で変更又は代替されるとき | | |
| | 最初の登録事項について | 500.00 | |
| | 申請に含まれる他の各登録事項当たり | 200.00 | |
| 42. | 第58条(1)(c)に基づく登録事項の全部若しくは一部の取消又は(d)に基づく登録簿からの商品若しくはサービスの削除の申請 | 200.00 | TM-35 又は TM-36 |
| 43. | 登録商標に付記又は変更をする許可についての第59条(1)に基づく申請(当該申請が官庁の命令の結果又は法的要求の結果としてされる場合を除く。) | 2,500.00 | TM-38 |
| | 申請が2以上の商標を含み、かつ、各件においてなすべき付記又は変更が同一であるとき | | |
| | 最初の標章について | 2,500.00 | |
| | 申請に含まれる他の各標章当たり | 1,000.00 | |
| 44. | 登録商標に付記又は変更を施す許可の申請に対する第59条(2)に基づく異議申立、異議申立される各申請当たり | 1,500.00 | TM-39 |
| 45. | 指定の変更についての第60条に基づく申請 | 1,000.00 | TM-40 |
| 46. | 登録商標の1指定又は複数の指定の変更に対する第60条(2)に基づく各個別の類における異議申立 | 1,500.00 | TM-41 |
| | 最初の標章について | 1,500.00 | |

| | | | |
|-----|--|------------------------------|-------|
| | 異議申立に含まれる各追加の標章当たり | 700.00 | |
| 47. | 第 66 条に基づく団体標章の寄託された規約の変更又は第 74 条(2)に基づく証明商標の規約の変更について申請 標章が連合標章として登録簿に登録されている場合 | 1,000.00 | TM-42 |
| | 1 登録の規約について | 1,000.00 | |
| | 同一方法により変更が提議され、かつ、同一申請書に含まれる各追加の登録の同一又は実質的に同一の規約について | 200.00 | |
| 48. | 第 68 条に基づく団体標章の登録の抹消又は第 77 条に基づく証明商標の登録の取消若しくは変更の申請 | 1,000.00 | TM-43 |
| 49. | 1 類に関して規則 24(1)による調査について | 500.00 | TM-54 |
| 50. | 1 類に関する商標について第 133 条(1)に基づく登録官の予備的助言についての請求 | 1,000.00 | TM-55 |
| 51. | 第 137 条に基づく登録官の証明書(第 23 条(2)に基づく登録証以外のもの)の請求、 | 500.00 | TM-46 |
| 52. | 第 15 条に基づく連続商標の登録について登録官の証明書 [第 23 条(2)に基づく登録証以外のもの] の請求、各類当たり | 500.00 | TM-46 |
| 53. | 第 148 条(2)に基づく登録簿における登録事項又は書類の認証謄本の請求 | 500.00 | TM-46 |
| 54. | 1 類における 1 標章に関して規則 124 に基づく効力の証明書の注記を登録簿に記載し、かつ、公告する請求 | 200.00 | TM-47 |
| 55. | 第 18 条(4)、第 22 条及び第 58 条に基づく誤記の訂正又は補正についての請求であって他項目で賦課されないもの。ただし、請求が官庁の命令の結果として又はインドにおける法律による法的要求の結果としてされる場合を除く。 | 500.00 | TM-16 |
| 56. | 第 131 条に基づく 1 月又は 1 月未満の期間 [法において明示的に規定の期間又は規則 79 若しくは規則 80(4)により所定の期間ではないもの] の延長申請 | 500.00 | TM-56 |
| 57. | 第 127 条(c)に基づく登録官の決定についての審査の申請 | 2,000.00 | TM-57 |
| 58. | 抗争手続における中間事項についての登録官の命令を取得する申立(他の項目で賦課されないもの) | 2,500.00 | |
| 59. | 規則 46 に基づく標章の公告の明細についての登録官に対する請求 | 250.00 | TM-58 |
| 60. | 第 148 条(1)に掲げた書類の閲覧について | | |
| | (a) 特定商標に関して、各時間又は時間未満当たり | 200.00 | |
| | (b) コンピュータ調査(利用可能のとき)、各 15 分当たり | 400.00 | |
| | (c) 第 148 条に掲げた索引調査、各時間又は時間未満当たり | 200.00 | |
| 61. | 書類の複製(写真複製又はタイプ書のもの)について、1 頁超の各頁又は 1 頁未満当たり | 頁当たり 5.00(最低 5.00 ルピー) | |
| 62. | 規則 62(3)に基づく証明書の副本又は追加謄本の請求 | 500.00 | TM-59 |
| 63. | 第 64 条、第 66 条、第 73 条又は第 77 条に基づく団体標章又は証明商標に関する異議申立に回答する答弁書 | 1,500.00 | TM-9 |
| 64. | 規則 24(3)に基づく調査及び証明書の交付 | 5,000.00 | TM-60 |

| | | | |
|-----|---|-----------------------------------|-------|
| 65. | 1999年商品の地理的表示(登録及び保護)法第22条(2)に基づいて通知された商品を特定するか又は商品の1類若しくは複数の類を特定する地理的表示と抵触し、又はそれを含み若しくはそれから成る商標についての登録を拒絶し又は無効にする同法第25条(b)に基づく申請 | 3,000.00 | TM-74 |
| 66. | 地理的表示が表示する国の領域又は地域若しくは地区を出所としない地理的表示を含み又はそれから成る商標についての登録を拒絶し又は無効にする1999年商品の地理的表示(登録及び保護)法第25条(a)に基づく申請 | 3,000.00 | TM-73 |
| 67. | 団体標章又は場合に応じて証明商標に関して第64条、第66条、第73条又は第77条に基づく聴聞に出席する意思の通知 | 500.00 | TM-7 |
| 68. | 第22条ただし書に基づいて出願を分割し又は単一出願を分割する請求 | 1,000.00 これに該当分類手数料を加算 | TM-53 |
| 69. | 出願時の500文字超過の指定商品又はサービスの記載に対する規則25(16)に基づく申請について、超過スペース手数料として | 1文字当たり 10.00 | TM-61 |
| 70. | 証明商標の譲渡又は移転に対する登録官の同意を求める第43条、規則140(2)に基づく申請 | 1,000.00 | TM-62 |
| 71. | 商標の登録出願の早期審査を求める規則38(1)に基づく申請 | 12,500.00 | TM-63 |
| 72. | 第154条(2)に基づく条約国からの1類に含まれる指定商品又はサービスについての団体標章の第63条(1)に基づく登録出願 | 10,000.00 | TM-64 |
| 73. | 第154条(2)に基づく条約国からの1類に含まれる指定商品又はサービスについての証明商標の第71条に基づく登録出願 | 10,000.00 | TM-65 |
| 74. | 規則119ただし書に基づく(第23条(2)に基づく登録証以外の)登録官の早期証明書又は書類の認証謄本の請求 | 2,500.00 | TM-70 |
| 75. | 規則24(1)ただし書に基づく早期調査の請求 | 2,500.00 | TM-71 |
| 76. | 規則24(5)に基づく早期調査及び証明書交付の請求 | 2,500.00 | TM-72 |
| 77. | 規則153に基づく商標代理人としての登録申請 | 1,000.00 | TMA-1 |
| 78. | 規則154に基づくある者の商標代理人としての登録について | 1,000.00 | |
| 79. | 規則156に基づく商標代理人登録簿におけるある者の名称の存続について | | |
| | 各年の4月1日に納付すべき各年当たり(第1年次を除く。) | 1,000.00 | |
| | 4月1日と9月30日との間の任意の時に登録された者の場合は、登録手数料と共に納付すべき第1年次について | 1,000.00 | |
| | 注：ここにいう年とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 | | |
| 80. | 規則159に基づく商標代理人登録簿に対するある者の名称の回復申請 | 1,000.00 これに記載番号79に基づく維持手数料を加算 | TMA-2 |
| 81. | 規則160に基づく商標代理人登録簿における登録事項の変更の申請 | 200.00 | TMA-3 |

| | | | |
|-----|--|--------------------|-------|
| 82. | 第 16 条(1)に基づいて新規登録の標章と連合する商標の登録事項に対する各付記当たり | 500.00 | |
| 83. | 異なる類の商品又はサービスについての団体標章の登録の第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 10,000.00 | TM-66 |
| 84. | 条約国からの異なる類の商品又はサービスについての団体標章の登録を求める第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 10,000.00 | TM-67 |
| 85. | 異なる類の商品又はサービスについての証明商標の登録を求める第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 10,000.00 | TM-68 |
| 86. | 第 154 条(2)に基づく条約国からの異なる類の商品又はサービスについての証明商標の登録を求める第 18 条(2)に基づく単一出願 | 各類当たり 10,000.00 | TM-69 |
| 87. | 1956 年会社法第 20 条(2)(ii)に従う調査及び証明書交付の請求 | 5,000.00 | TM-75 |

第2附則 様式

様式の一覧

| 様式番号 | 法の条 | 表題 | 第1附則の記載番号 |
|-------|---|--|-------------|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| TM-1 | 第18条(1) | 商品又はサービスについての商標(団体標章又は証明商標以外)の登録出願 | 1 |
| TM-2 | 第18条(1), 第154条(2) | 条約国からの商標(団体標章又は証明商標以外)の登録出願 | 3 |
| TM-3 | 第63条(1) | 団体標章の登録出願 | 8 |
| TM-4 | 第71条(1) | 証明商標の登録出願 | 9 |
| TM-5 | 第21条(1), 第64条, 第66条, 第73条 | 商標, 団体標章又は証明商標の出願に対する異議申立 | 12 |
| TM-6 | 第21条(2), 第47条, 第57条, 第59条(2) | 答弁書の様式 | 14 |
| TM-7 | 第21条(5), 第47条, 第57条, 第59条, 第64条, 第66条, 第73条, 第77条 | 聴聞への出席の意思の通知 | 15, 67 |
| TM-8 | 第15条(3) | 1類又は異なる類の商品又はサービスについての連続商標の登録出願 | 6 |
| TM-9 | 第64条, 第66条, 第73条, 第77条 | 団体標章又は証明商標に関する異議申立に応答する答弁書の様式 | 63 |
| TM-10 | 第25条(3)ただし書 | 商標, 証明商標及び団体標章の更新に対する割増手数料の納付 | 22 |
| TM-11 | 規則32 | 規則32に基づく調査及び証明書交付の請求 | 87 |
| TM-12 | | 商標/団体標章/証明商標の最後の登録期間の満了後の更新申請 | 17 から 20 まで |
| TM-13 | 第25条(4) | 登録簿から抹消された商標の回復申請 | 21 |
| TM-14 | 第16条(5) | 登録商標間の連合の解除申請 | 16 |
| TM-15 | 規則40(1) | 決定の理由の陳述書の請求 | 11 |
| TM-16 | 第18条(4), 第22条, 第58条, 規則41 | 誤記の訂正又は補正の請求 | 55 |
| TM-17 | 第40条(2), 規則77 | 登録商標の提議された譲渡に関する第40条(2)に基づく登録官の証明書の申請 | 23 |
| TM-18 | 第40条(2), 規則68 | 事情陳述書を支持する宣誓供述書 | |
| TM-19 | 第41条, 規則77 | 結果としてインドの異なる地域における排他的権利となる商標の提議された譲渡又は移転についての登録官による許可の申請 | 24 |
| TM-20 | 第42条, 規則74(1) | 営業権と共にしない商標の譲渡の公告に関する指示の申請 | 25 |
| TM-21 | 第42条, 規則74(3) | 営業権と共にしない商標の譲渡の公告に関する登録官の指示を申請する期間の延長申 | 26 |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|--------|
| | | 請 | |
| TM-22 | 第 18 条(1), 規則 25(5), 規則 144, 規則 145 | 規則 145 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれた指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(証明商標又は団体標章以外の)織物標章の登録出願 | 2 |
| TM-23 | 第 45 条 | 同一の権原譲渡に基づいて商標の後の所有者として譲受人を登録する登録所有者及び譲受人による共同請求 | 27, 28 |
| TM-24 | 第 45 条, 規則 68 | 同一の権原譲渡に基づいて 1 又は複数の商標の後の所有者を登録する請求 | 27, 28 |
| TM-25 | 第 46 条(4), 規則 79 | 登録簿における商標の後の所有者として法人の名称を登録する期間の延長申請 | 29 |
| TM-26 | 第 47 条, 第 57 条, 規則 92 | 登録簿の更正又は登録簿から商標の抹消を求める申請 | 30 |
| TM-27 | 規則 94 | 登録簿の更正又は登録簿からの商標若しくは団体標章若しくは証明商標の抹消に関する手続に参加する許可を求める申請 | 31 |
| TM-28 | 第 49 条, 規則 80 | 登録使用者の登録の申請 | 32, 33 |
| TM-29 | 第 50 条(1)(a), 規則 87 | 商品若しくはサービス又は条件若しくは制限に関して商標の登録所有者による商標の登録使用者の変更を求める申請 | 34 |
| TM-30 | 第 50 条(1)(b) | 商標の登録所有者によるか又は何れかの登録使用者による商標の登録使用者の登録事項の取消を求める申請 | 35 |
| TM-31 | 第 50 条(1)(c)又は(d) | 商標の登録使用者に係る登録事項の取消の申請 | 36 |
| TM-32 | 規則 90(2) | 商標の登録使用者に係る登録事項の変更又は取消の手続に参加する意思の通知 | 37 |
| TM-33 | 第 58 条 | 登録所有者(又は登録簿上の商標の登録使用者)の名称又は説明の変更の登録請求 | 38 |
| TM-34 | 第 58 条 | 商標登録簿のインドにおける主営業所若しくは居所又は本国である外国における当該住所の変更請求 | 39 |
| TM-35 | 第 58 条(1)(c) | 商標の登録所有者による登録簿における商標の登録事項の取消申請 | 42 |
| TM-36 | 第 58 条(1)(d) | 登録商標についての商品又はサービスの削除を求める商標の登録所有者による申請 | 42 |
| TM-37 | 第 15 条(3), 規則 25(11), 規則 26, 規則 31 | 1 類又は異なる類の商品又はサービスについての第 154 条(2)に基づく条約国からの連続商標に関する出願 | 7 |
| TM-38 | 第 59 条 | 登録商標の付記又は変更を求める第 59 条に基づく登録所有者による申請 | 43 |
| TM-39 | 第 59 条(2), 規則 99(2) | 登録商標の付記又は変更の申請に対する異議申立 | 44 |
| TM-40 | 第 60 条, 規則 101 | 登録商標の所有者による指定の変更の申請 | 45 |
| TM-41 | 第 60 条(2), 規則 101(4) | 第 60 条(2)に基づく指定の変更の提議に対する異議申立 | 46 |
| TM-42 | 第 66 条, 第 74 条(2) | 団体標章の使用を規制する寄託した規約の | 47 |

| | | | |
|-------|---|--|-------------|
| | | 変更又は証明商標についての寄託した規約の変更の請求 | |
| TM-43 | 第 68 条, 第 77 条, 規則 133, 規則 139 | 団体標章の登録簿からの抹消又は証明商標の登録の取消若しくは変更の申請 | 48 |
| TM-44 | 第 21 条(1), 規則 47(6) | 商標に対する異議申立をする期間の延長申請 | 13 |
| TM-45 | 規則 25(6), 規則 144, 規則 145 | 第 154 条(2)に基づいて条約国から第 5 附則の 1 品目に含まれる指定商品について専ら数字若しくは文字又はそれらの組合せのみからなる(団体標章又は証明標章以外の)織物商標の登録出願 | 10 |
| TM-46 | 第 137 条, 第 148 条(2) | 登録官の証明書又は書類の認証謄本の請求 | 51 から 53 まで |
| TM-47 | 第 141 条, 規則 124 | 審判部による効力の証明書の注記について, 登録簿への登録及び公告の請求 | 54 |
| TM-48 | 第 145 条, 規則 21 | 法に基づく事項又は手続における委任状の様式 | |
| TM-49 | 第 63 条(1), 第 74 条(1), 規則 128(5) 又は規則 135(1) | 団体標章又は証明商標の使用を規制する規約 | |
| TM-50 | 規則 91, 規則 96, 規則 97 | インドにおける主営業所を有していない商標の登録所有者又は登録使用者によるインドにおける送達宛先を登録, 変更又は代替する請求書の様式 | 40, 41 |
| TM-51 | 第 18 条(2), 規則 25(9) | 異なる類の商品又はサービスについての商標登録の第 18 条(2)に基づく単一出願 | 5 |
| TM-52 | 第 18 条(2), 規則 25(4) | 第 154 条(2)に基づく条約国からの商標登録の第 18 条(2)に基づく単一出願 | 4 |
| TM-53 | 第 22 条ただし書, 規則 104(1) | 分割出願 | 68 |
| TM-54 | 規則 24(1) | 調査の請求 | 49 |
| TM-55 | 第 133 条(1) | 識別性に関する暫定的助言 | 50 |
| TM-56 | 第 131 条 | 期間の延長請求 | 56 |
| TM-57 | 第 127 条(c) | 登録官の決定の審査を求める申請 | 57 |
| TM-58 | 規則 46 | 商標の公告の明細を求める申請 | 59 |
| TM-59 | 規則 62(3) | 登録証の副本又は追加の謄本の申請 | 62 |
| TM-60 | 規則 24(3) | 1957 年著作権法第 45 条(1)に基づく調査及び証明書の申請 | 64 |
| TM-61 | 規則 25(16) | 500 文字を超える指定商品又はサービスについての記載を求める申請 | 69 |
| TM-62 | 第 43 条, 規則 140(2) | 証明商標の譲渡又は移転に対する登録官の同意を求める申請 | 70 |
| TM-63 | 規則 38(1) | 規則 38(1)に基づく商標の登録出願の早期審査の請求 | 71 |
| TM-64 | 第 63 条(1), 規則 128(1) | 第 154 条(2)に基づく条約国からの 1 類に含まれる指定商品又はサービスについての団体標章の登録出願 | 72 |
| TM-65 | 規則 135(1) | 第 154 条(2)に基づく条約国からの 1 類に含 | 73 |

| | | | |
|-------|---|---|----|
| | | まれる指定商品又はサービスについての証明商標の第 71 条に基づく登録出願 | |
| TM-66 | 第 18 条(2), 第 63 条(1) | 異なる類の商品又はサービスについての団体標章登録の単一出願 | 83 |
| TM-67 | 第 18 条(2), 第 63 条(1), 第 154 条(2) | 第 154 条(2)に基づく条約国からの異なる類の商品又はサービスについての団体標章登録の単一出願 | 84 |
| TM-68 | 第 18 条(2), 第 71 条 | 異なる類の商品又はサービスについての証明商標登録の単一出願 | 85 |
| TM-69 | 第 18 条(2), 第 71 条, 第 154 条(2) | 第 154 条(2)に基づく条約国からの異なる類の商品又はサービスについての証明商標登録の単一出願 | 86 |
| TM-70 | 規則 119 ただし書 | 登録官の早期証明書又は書類の認証謄本の請求 | 74 |
| TM-71 | 規則 24(1)ただし書 | 1 類に関する早期調査の請求 | 75 |
| TM-72 | 規則 24(5) | 1957 年著作権法第 45 条(1)に基づく早期調査証明書の請求 | 76 |
| TM-73 | 1999 年商品の地理的表示(登録及び保護)法第 25 条(a), 2002 年商品の地理的表示規則の規則 74(2)及び 2002 年商標規則の規則 102 | 地理的表示からなる商標を拒絶し又は無効にする請求 | 66 |
| TM-74 | 1999 年商品の地理的表示(登録及び保護)法第 25 条(b), 2002 年商品の地理的表示規則の規則 75(2), 及び 2002 年商標規則の規則 102 | 1999 年商品の地理的表示(登録及び保護)法第 22 条(2)に基づいて通知された地理的表示と抵触し, それを含み, 又はそれからなる商標を拒絶し又は無効にする請求 | 65 |
| TMA-1 | 規則 153 | 商標代理人としての登録申請 | 77 |
| TMA-2 | 規則 159 | 商標代理人名簿へのある者の名称の回復申請 | 80 |
| TMA-3 | 規則 160 | 商標代理人名簿における登録事項の変更申請 | 81 |

第3附則 登録官により使用されるべき様式〔省略〕

第4附則 商品及びサービスの分類 - 類の名称

(物品又は器具の部品は、当該部品が他の類に含まれる物品を構成する場合を除き、一般的に、実際の物品又は器具として分類する。)

1. 工業，科学，写真，農業，園芸及び林業において使用される化学品。未加工合成樹脂，未加工プラスチック。肥料。消火剤。調質剤及びはんだ付用化学調製剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤
2. ペイント。ワニス。ラッカー。防錆剤及び木材劣化防止剤。着色剤。媒染剤。未処理天然樹脂。塗装業者，装飾業者，印刷業者及び美術家用金属箔及び金属粉
3. 漂白剤及びその他洗濯用剤。洗浄用，艶出用，精練用及び研磨用剤。石鹼。香料。精油。化粧品。ヘアローション。歯磨き
4. 工業用油及びグリース。潤滑油。塵埃吸収，湿潤及び吸着用組成物。燃料(内燃機関用燃料を含む。)及び発光体。ろうそく，灯芯，
5. 薬剤，獣医用薬剤，及び衛生用剤。医療用に改作された食餌療法物質，幼児用食料。膏薬，包帯材。歯科用充填剤，歯科用ワックス。消毒剤。害虫駆除剤。殺菌剤，除草剤。
6. 一般金属及びそれらの合金。金属建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般金属の非電気用ケーブル及びワイヤ。鉄製品，小型金属製品。金属管。金庫。他の類に属さないその他の一般金属製商品。鉱石
7. 機械及び工作機械。原動機(陸上乗物用を除く)。機械用継手及び伝導用構成部品(陸上乗物用を除く)。手動式以外の農業用器具。ふ卵器
8. 手工具及び器具(手動式)。刃物類。携帯用武器。かみそり
9. 科学，航海，測量，電気，写真，映写，光学，重量測定，計量，信号発信，検査(監視)，救命及び教育用の装置並びに器具。音響又は映像の記録，送信，又は再生用の装置。磁気データ記録媒体，記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動式装置用機構。金銭登録機，計算機，データ処理装置及びコンピュータ。消火器
10. 外科用，内科用，歯科用並びに獣医用装置及び器具，義肢，義眼，及び義歯。整形外科用品。縫合用材料。
11. 照明，加熱，蒸気発生，調理，冷却，乾燥，換気，給水及び衛生用の設備
12. 乗物。陸上，空中又は水上の移動用装置
13. 火器。銃砲弾及び発射体。爆薬。花火
14. 他の類に含まれない貴金属及びそれらの合金並びに貴金属商品又は貴金属を被覆した商品。宝石，貴石。時計及びその他の計時機器
15. 楽器
16. 他の類に含まれない紙，板紙及びこれらの素材から作られた商品。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具用又は家庭用接着剤。美術用材料。塗装用刷毛。タイプライタ及び事務用品(家具以外)。教材(装置以外)。包装用プラスチック材料(他の類に含まれないもの)。トランプ。印刷業者用活字。印刷用版木
17. ゴム，グッタペルカ，ガム，石綿，雲母及びこれらの素材から作られ他の類に含まれない商品。製造用途の押出成形されたプラスチック。詰物用，充填用及び絶縁用材料。非金属のフレキシブル管
18. 皮革及び模造皮革，並びにこれらの材料から製造され他の類に含まれない商品。動物表皮，獣皮，トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及び杖。鞭，馬車の引き具及び馬具類

19. 建築材料(非金属系), 建築用非金属製硬質管。アスファルト, ピッチ及び瀝青。運搬可能な非金属製建築物。非金属製記念碑
 20. 家具, 鏡, 額縁。木材, コルク, 葦, 籐, 柳, 角, 骨, 象牙, 鯨の骨, 貝殻, 琥珀, 真珠母, 海泡石から成る, 及びこれらすべての材料の代用品から成る又はプラスチックから成る商品(他の類に含まれないもの)
 21. 家庭用又は台所用器具及び容器(貴金属製又は貴金属を被覆したものでないもの)。櫛及びスポンジ。刷毛(塗装用刷毛以外)。刷毛製造用材料。清浄用物品。スチールウール, 未加工又は半加工ガラス(建築用途のガラス以外)。他の類に含まれないガラス製品, 磁器及び陶器製品
 22. (他の類に含まれない)ロープ, 紐, 網, テント, 日除け, 防水シート, 帆及び袋。詰物及び充填材(ゴム又はプラスチック製以外)。織物用の未加工繊維
 23. 織物用の糸及びより糸
 24. 他の類に含まれない織物及び織物商品。ベッドカバー及びテーブルカバー
 25. 衣服, 履物, 帽子
 26. レース及び刺繍布, リボン及び組み紐。ボタン, ホック及び小穴, ピン及び針。造花
 27. じゅうたん, ラグ, マット及びマット材料。リノリウム及びその他の床用敷物。壁掛け(非織物製)
 28. ゲーム用品及び玩具。他の類に含まれない体操及びスポーツ用品。クリスマスツリー用装飾品
 29. 食肉, 魚, 家禽及び猟鳥獣肉。肉エキス。保存処理, 乾燥処理及び調理済みの果物及び野菜。ゼリー, ジャム, フルーツソース。卵, 牛乳及びその他の乳製品。食用油脂
 30. コーヒー, 茶, ココア, 砂糖, 米, タピオカ, サゴ, 代用コーヒー。小麦粉及び穀物調製品。パン, 練り菓子及び糖菓。氷菓。蜜, 糖蜜。酵母, ベーキングパウダー。食塩, からし。酢, ソース, (香辛料)。薬味。氷
 31. 農業, 園芸及び林業製品並びに他の類に含まれない穀物。生きている動物。生鮮の果物及び野菜。種子, 自然の植物及び花。飼料, 麦芽
 32. ビール, ミネラルウォーター及び炭酸水並びにその他のアルコールを含有しない飲料。フルーツ飲料及びフルーツジュース。シロップ及びその他の飲料製造用の調製品
 33. アルコール含有飲料(ビール以外)
 34. 煙草, 喫煙具, マッチ
- サービス
35. 広告, 事業経営, 事業管理, 事務処理
 36. 保険, 財務。金銭出納。不動産業務
 37. 建築物建設。修理。設置サービス
 38. 電気通信
 39. 輸送, 商品の包装及び保管。旅行手配
 40. 素材の加工処理
 41. 教育, 研修の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動
 42. 食品及び飲料の提供, 一時宿泊施設の提供。医療衛生及び美容サービス, 獣医及び農業サービス, 法務サービス, 科学及び工業研究, コンピュータ・プログラム作成。他の類に分類できないサービス

第5附則 規則145に掲げた織物の品目一覧

品目番号

1. 未漂白の上質綿布，シャツ地，セルラー，リンブリック，ポプリン，敷布地，プリンター及びレパード生地 - - 織り着色の先端部分を除き，無着色である主要部分を有する上記すべての未漂白の生地を含む。
2. 未漂白の太綾綿布，細綾綿布及びズック - - 未漂白の生地のみを含み，未漂白の地の縞模様太綾を含まない。
3. 未漂白の綾織物
4. 未漂白のサラサ，天竺木綿及びリンネル類
5. 未漂白の粗布
6. 平織りの未漂白のチャードル及びカーディチャードル - - 織り着色の先端部分又は装飾的先端部分の有無を問わず，主要部分が無着色である平織りのすべてのチャードルを含むが，チェック模様チャードル及び縞模様チャードルを含まない。
7. 綾織の未漂白のチャードル - - 織り着色先端部分を除き，主要部分が無着色である未漂白の綾織チャードルのみを含む。
8. ターマッドを含む未漂白のドーティー - - [この品目は，人絹，着色系，もろより系，又は捺染縁及び先端部分の有無を問わず，未漂白の地の(あらゆる寸法の)ドーティーのみに関係する。]
9. 未漂白のサリー及びスカーフ並びにサリー生地 - - 人絹，着色系，又は捺染縁及び先端部分の有無を問わず，未漂白の地の(あらゆる寸法の)サリー及び1反の長さのサリー生地のみを含むが，縞模様又はチェック模様地を有するサリー並びに染色及び捺染されたサリーを含まない。
10. 未漂白のドスティ
11. 未漂白のジャコネット，ジャグナシ，マル及びマルマル
12. 未漂白のパグリー生地
13. フィルタークロスを含む未漂白のマット用織布及び帆布
14. サンブラ生地 - - 赤色及び黒色先端部分及び中央部に着色ランナーを有する未漂白の太綾
15. 全体が未漂白のドビー織り生地及びドリア
16. 漂白上質綿布，カナキン，セルラー，リンブリック，ポプリン，敷布地，及び捺染加工生地 - - 織り着色先端部分を除き，主要部が無着色である前記すべての平織り生地を含む。
17. 漂白太綾，細綾及びズック - - 品目16の注記を参照。
18. 漂白綾織物 - - 品目16の注記を参照。本品目は，漂白地上の縞模様綾織物を含まない。
19. 漂白天竺木綿及びリンネル類 - - 品目16の注記を参照。
20. 漂白粗布 - - 品目16の注記を参照。
21. 漂白チャードル - - 平織り及び綾織りのチャードルを含む。
22. 漂白マル，ジャコネット，及びネーンスック - - 品目16の注記を参照。
23. 漂白マダポラム及びカンブリック - - 品目16の注記を参照。
24. ターマッドを含む漂白ドーティー - - 本品目は，人絹，着色系，もろより系，又は捺染縁及び先端部分を有する平織り漂白地のドーティー(あらゆる寸法のもの)のみに関係する。
25. 漂白サリー及びスカーフ - - 人絹，着色系，又は捺染縁及び先端部を有する平織り漂白

地サリー(あらゆる寸法のもの)を含むが、縞模様又はチェック模様のサリー並びに染色及び捺染サリーを含まない。

26. 漂白ドスティ - - 品目 16 の注記を参照。
27. 漂白ボイル及びモスリン - - 品目 16 の注記を参照。
28. 漂白ドリア及び装飾生地 - - 漂白もろより糸の縞模様又はチェック模様を有する漂白生地を含む。
29. 漂白マット用織布及び帆布 - - 品目 16 の注記を参照。
30. 漂白パグリー生地 - - 品目 16 の注記を参照。
31. 漂白済みの刺繍付ボイル，モスリン等
32. 漂白フランネル及びフランネレット並びに片面起毛のすべての漂白生地布及び綿ピロード
33. 染色上質綿布，シャツ地，セルラー，リンブリック，ポプリン，及び粗布 - - 反染めの前記生地を含む。
34. 染色太綾 - - 品目 33 の注記を参照。本品目はまた，着色縦糸又は横糸の太綾も含む。
35. 染色綾織物 - - 品目 33 の注記を参照。
36. 染色天竺木綿及びリンネル類 - - 品目 33 の注記を参照。
37. 染色粗布 - - 品目 33 の注記を参照。
38. 染色チャードル - - 品目 33 の注記を参照。
39. ターマッド，サリー，及びショールを含む染色ドーティー - - 本品目は，反染めのドーティー，サリー，又はショールを含む。
40. 染色装飾生地 - - 単一色縦糸若しくは横糸の装飾生地，又は縦糸，横糸，若しくは両方の捺染糸を有する装飾生地を含む。
41. 染色パグリー生地 - - 品目 33 の注記を参照。
42. 染色ボイル - - 縁付きボイルを含む。
43. 未漂白の及び自然色フランネレット並びに片面起毛のすべての染色生地及び綿ピロードを含む染色フランネレット
44. 染色マル
45. 染色傘生地
46. 上着用生地及びズボン生地(シヨラプリー生地，チェナイ生地，日除け生地，タッサー生地，カシミア生地，サージ，ターナ生地，ツイード，マヅリ，マラティア，及びコール天を含む。)上記に列挙の商品に加え，本品目は，綿染色上着用生地及び縦糸又は横糸に人絹を単独若しくは染色綿より糸と組み合わせた縞模様又はチェック模様を有する上着用生地を含む。
47. 縞模様太綾及び細綾並びに縞模様綾織物 - - 未漂白，又は漂白若しくは着色の地を有する縞模様太綾又は綾織物を含む。
48. マットレス皮地 - - 着色縦糸，又は未漂白若しくは漂白の横糸を有するもの
49. 縞模様粗布 - - 未漂白地及び漂白地の両方を含む。
50. 縞模様シャツ地，縞模様スーシ，及び縞模様ゼファー - - 未漂白，漂白，又は着色の地を有する縞模様シャツ地等を含むが，人絹縞模様商品を含まない。
51. チェック模様シャツ地，チェック模様スーシ，及びチェック模様ゼファー - - 品目 50 の注記を参照。
52. チェック模様チャードル - - 未漂白，漂白，又は着色の地の平織りチェック模様チャー

ドル及び綾織りチェック模様チャードルを含む。

53. 腰布用生地及びサロン用生地
54. 織り着色サリー及びスカーフ - - (これは、縞模様又はチェック模様地を有するサリー及びスカーフを含むが、生地的主要部分に人絹が存在するサリー及びスカーフを含まない。)
55. チェック模様チョーラ及びガムチャ
56. 人絹縞模様シャツ地 - - これは、(a)人絹縦糸及び横糸を有する人絹シャツ地、(b)人絹縦糸若しくは横糸、又は(c)単独か若しくは着色綿より糸と組合せの何れかで縞模様のみの人絹を含む。
57. 人絹チェック模様シャツ地 - - 未漂白、白色、及び着色の地の上にあるもの
58. 人絹錦織生地、及び「総模様スタイル」
59. 人絹ドーティー、サリー、及びスカーフ並びにサリー生地 - - (本品目は、人絹縦糸若しくは横糸又は両方を使用したドーティー及びサリーを含むが、縁付けにのみ人絹を使用したドーティー等は含まない。)
60. クレープ生地 - - 未漂白、漂白、及び染色済みのもの。本品目はまた、捺染済みのクレープ生地より糸も含む。
61. 染色縞模様ドスティ - - 後漂白の縞模様ドスティを含む。
62. 捺染ドーティー、シヨール、ルマール、サリー、及びその他の捺染済み衣服 - - ボイルサリーも含む。
63. 捺染上質綿布、シャツ地、セルラー、リンブリック、ポプリン、及び粗布 - - 未漂白、漂白、及び染色の地
64. 縞模様、チェック模様及び捺染のフランネレット
65. 純絹サリー
66. もじり織及び模擬もじり織、包帯生地 - - ガーゼ生地も含む未漂白、漂白、染色、又は縞模様のもの
67. タオル生地を含むテリータオル - - 未漂白、漂白、染色、捺染済みの縞模様又はチェック入りのも
68. タオル生地を含むハッカバクタオル - - 未漂白、漂白、染色、捺染済みの縞模様又はチェック模様のも
69. タオル生地を含む蜂巢タオル - - 未漂白、漂白、染色、捺染済みの縞模様又はチェック模様のも
70. タオル生地を含むその他すべてのタオル
71. (a) ダスターコート、ハンカチ、ルマール、及びガラスクロス(食卓用ナプキン)
(b) テーブルクロス及びテーブルカバー、ナプキン
72. スズニを含むドビー織り及びジャガード織りチャードル、ベッド掛け、キルト、ベット上掛け - - 未漂白、漂白、又は着色したもの
73. 毛布及びマリダ生地 - - 綿と羊毛の交織物毛布及びシヨール(染色又は捺染してないもの)又は任意の繊維の口ヒスを含むすべての種類
74. サトランジ(床じゅうたん)を含むダーリ及びじゅうたん
75. 染色及び着色帆布 - - 染色又は織り着色
76. 人絹ゼファー、アルパカ、クレープ等 - - 平織物及び装飾地(単一着色及び縞なしのもの)
77. モーターカバー生地

78. バックラム生地 - - 未漂白，漂白，及び染色済みのもの
79. 縞模様ボイル - - 漂白及び／又は後染めしたもの
80. 捺染ボイル - - 未漂白，漂白及び染色済みのもの
81. ムークタ生地 - - この生地は，綿縦糸と亜麻横糸で織られたもの
82. 綿具有織地及びケースメントクロスを含む人絹つづれ織り錦及び室内装飾用織地 - - 未漂白，漂白，染色，及び捺染済みのもの
83. ベッドフォードコード織地 - - 漂白及び染色済み
84. 捺染クレープ - - 未漂白，漂白，又は染色済みの地
85. 純絹上着用生地 - - 平織り，縞模様又はチェック模様のもの。本品目はまた，人造繊維，フィラメント，及びより糸から製造の上着用生地も含む。
86. 純絹シャツ地 - - 平織り，縞模様，又はチェック模様のもの
87. 捺染太綾，綾織物，及び細綾
88. コード織りボイル - - 漂白，着色，捺染，及び縁付けしたもの
89. 捺染ボスキ - - 人絹を縦糸，横糸又は両方に使用のもの
90. 人絹縞模様ボイル - - 生地的主要部分に人絹の縞模様を有する未漂白，漂白，及び染色済みのもの
91. 縁付きボイル - - 漂白，染色，及び捺染済みのもの(人絹の縁付きか否かを問わない。)
92. 人絹朱子 - - 100 パーセント絹糸又は縦糸若しくは横糸に人絹を使用して製造の朱子を含む。
93. チェック模様ボイル - - 未漂白，漂白，及び染色済みのもの(本品目は，未漂白，漂白，又は生地的主要部分の縞模様にチェック意匠で着色した地を有する綿ボイルを含む。)
94. 未漂白のフランネレット - - 片面を起毛させたすべての未漂白の生地及び綿ピロードを含む

第6附則 登録官に対する規則114における手続で認められる費用の規模

| 記載 番号 | 費用裁定対象事項 | 額 |
|----------|---------------------------|---|
| 1. | 証人尋問を含む聴聞1日当たり | 1000ルピー |
| 2. | 証人尋問のないときの聴聞1日当たり | 500ルピー |
| 3. | 何れかの当事者の申立に基づいて許与された聴聞の延期 | 500ルピー-これに当日尋問予定であった他の当事者の証人を再喚問する費用を加算 |
| 4. | 宣誓供述書からの誹謗事項の抹消 | 200ルピー |
| 5. | 証人の出頭 | |
| | 日当 | 500ルピー(下記の注記を参照) |
| | 旅費 | 鉄道又は汽船による各片道1等又は2等料金とし、鉄道又は汽船の便が存在しないときは、証人の位階及び地位に応じてkm当たり5ルピー又は2.5ルピー |

注記：証人の日当及び旅費の割合は、上記の所定の上限に従うことを条件として、当該証人の地位に応じて変わるものとする。

第 VIII 部 商標登録局の言語

(1) 商標登録局の言語は英語とする。

ただし、商標登録局に対する手続の当事者は、希望するときはヒンズー語により起草した書類を提出することができる。

ただし、

(a) 登録官が審判廷の手続及び当該手続での聴聞においてヒンズー語の使用を許可した場合は、登録官はその裁量権により申立書及び提出書類の英語翻訳文を提出すべき旨を指示することができる。

(b) 1976 年公用言語(連合の公式目的での使用)規則の規則 2(f)において定義の「地域 A」に所在の商標登録局においては、登録官はその裁量権によりヒンズー語又は英語の何れかにより最終命令を発することができる。

(2) (1)の如何なる規定にも拘らず、最終命令がヒンズー語により発せられた場合は、その証明付の英語翻訳文を同時に作成し、記録して保管しなければならない。